

目 次

◎会議録第1号（2月26日）議案説明

開 会	6	
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告	6
日程第2	教育長諸般の報告	8
開 議		11
日程第3	会議録署名議員の指名	11
日程第4	会期の決定	11
日程第5	議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算（第9号））	11
日程第6	議案第5号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第7	議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第8	議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	15
日程第9	議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例	17
日程第10	議案第9号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第11	議案第10号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	18
日程第12	議案第11号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第13	議案第12号 松前町税条例の一部を改正する条例	20
日程第14	議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例	21
日程第15	議案第14号 松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	23

日程第16	議案第15号	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例……………24
日程第17	議案第16号	松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例……………25
日程第18	議案第17号	松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例……………26
日程第19	議案第18号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………28
日程第20	議案第19号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………29
日程第21	議案第20号	人権擁護委員候補者の推薦について……………30
日程第22	議案第21号	財産の譲与について……………31
日程第23	議案第22号	町営墓地の拡張について……………32
日程第24	議案第23号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第10号）……………33
日程第25	議案第24号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………33
日程第26	議案第25号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………33
日程第27	議案第26号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）……………34
日程第28	議案第27号	令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）……………34
日程第29	議案第28号	令和6年度松前町一般会計予算……………37
日程第30	議案第29号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算……………37
日程第31	議案第30号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算……………37
日程第32	議案第31号	令和6年度松前町介護保険特別会計予算……………37

日程第33	議案第32号	令和6年度松前町水道事業会計予算	37
日程第34	議案第33号	令和6年度松前町下水道事業会計予算	37
日程第35	研修報告		45
散	会		47

◎会議録第2号（3月4日）一般質問

開	議		52
日程第1	会議録署名議員の指名		52
日程第2	一般質問		
	13番 藤岡 緑議員		52
	5番 渡部 恵美議員		64
	10番 影岡 俊範議員		73
	2番 池内 邦仁議員		79
散	会		84

◎会議録第3号（3月13日）委員長報告

開	議		90
日程第1	会議録署名議員の指名		90
日程第2	議案第5号	松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	90
日程第3	議案第6号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	91
日程第4	議案第7号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	92
日程第5	議案第8号	町長等の給与の特例に関する条例	94
日程第6	議案第9号	松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	95
日程第7	議案第10号	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	96
日程第8	議案第11号	災害派遣手当等に関する条例の一部を改正	

		する条例……………	98
日程第9	議案第12号	松前町税条例の一部を改正する条例……………	99
日程第10	議案第13号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………	100
日程第11	議案第14号	松前町指定地域密着型サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例……………	101
日程第12	議案第15号	松前町指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例……………	102
日程第13	議案第16号	松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準等を定める条例……………	103
日程第14	議案第17号	松前町指定介護予防支援等の事業の人員及 び運営並びに指定介護予防支援等に係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例……………	104
日程第15	議案第18号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例……………	105
日程第16	議案第19号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する 条例……………	106
日程第17	議案第21号	財産の譲与について……………	107
日程第18	議案第22号	町営墓地の拡張について……………	108
日程第19	議案第23号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第10 号）……………	110
日程第20	議案第24号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第5号）……………	110
日程第21	議案第25号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第4号）……………	110
日程第22	議案第26号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第5号）……………	110
日程第23	議案第27号	令和5年度松前町水道事業会計補正予算 （第2号）……………	110
日程第24	議案第28号	令和6年度松前町一般会計予算……………	115

日程第25	議案第29号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計予 算……………	115
日程第26	議案第30号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算……………	115
日程第27	議案第31号	令和6年度松前町介護保険特別会計予算……………	115
日程第28	議案第32号	令和6年度松前町水道事業会計予算……………	115
日程第29	議案第33号	令和6年度松前町下水道事業会計予算……………	115
日程第30	議案第34号	松前町副町長の選任につき同意を求め るこ とについて……………	126
日程第31	議案第35号	松前町教育委員会教育長の任命につ き同意 を求めることについて……………	128
日程第32	議案第36号	松前町教育委員会委員の任命につ き同意を 求めることについて……………	129
閉 議		……………	130
町長挨拶		……………	130
閉 会		……………	131

2月26日（第1号）

令和6年松前町議会第1回定例会会議録

令和6年2月26日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之

町民課長	渡辺司
福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	佐藤真一
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	田中俊臣
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和6年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No. 1

	令和6年2月26日(月)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
日程第2	教育長諸般の報告		
	開 議		
日程第3	会議録署名議員の指名		
日程第4	会期の決定		
日程第5	議案第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度松前町一般会計補正予算(第9号))	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第5号	松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第6号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第7号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設・文教厚生)
日程第9	議案第8号	町長等の給与の特例に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第9号	松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第10号	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第11号	災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第13	議案第12号	松前町税条例の一部を改正する条例	

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第14	議案第13号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第15	議案第14号	松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第16	議案第15号	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第17	議案第16号	松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第18	議案第17号	松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第19	議案第18号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第20	議案第19号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第21	議案第20号	人権擁護委員候補者の推薦について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第22	議案第21号	財産の譲与について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第23	議案第22号	町営墓地の拡張について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第24	議案第23号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第10号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第25	議案第24号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第26	議案第25号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4	

		号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第27	議案第26号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算 (第5号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第28	議案第27号	令和5年度松前町水道事業会計補正予算 (第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第29	議案第28号	令和6年度松前町一般会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第30	議案第29号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第31	議案第30号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第32	議案第31号	令和6年度松前町介護保険特別会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第33	議案第32号	令和6年度松前町水道事業会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第34	議案第33号	令和6年度松前町下水道事業会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託 (予算決算)	
日程第35	研修報告			

午前9時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年松前町議会第1回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、日差しに春の訪れを感じる季節となりました。

本日、令和6年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきまして誠にありがとうございました。

本議会におきましては、令和6年度一般会計予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、先月1日に発生した石川能登半島地震においては、依然として多くの方々が避難生活を余儀なくされています。本町としては、被災地に対して積極的に支援をしたいと考えており、先月22日から31日までの10日間と今月12日から21日までの10日間にそれぞれ職員3名が愛媛県被災地支援連携チームの一員として石川県輪島市の避難所運営に従事いたしました。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、今後も愛媛県からの要請を踏まえながら、愛媛の支援チームの一員として被災地の力になりたいと考えています。

それでは、令和6年第1回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、姉妹都市交流について申し上げます。

先月6日から8日までの3日間、北海道まつまえ町の児童10名が姉妹都市ふれあい交流事業の一環として本町を訪れました。今年は、交流事業の体験メニューの一つとして、伊予高等学校に御協力をいただき、伊予高生が考案したはだか麦を使ったレシピを基に、本町とまつまえ町の児童、伊予高生と一緒に調理をし、一緒に食べるという体験をしていただきました。

このほか、本町をはじめとした愛媛県の文化や食に触れていただくなど貴重な体験を通して両町の子どもの友情が深まったことと思います。この出会いを大切にいただき、将来にわたって交流が続いていくことを期待しています。

次に、二十歳の記念式について申し上げます。

先月7日に、松前総合文化センターで令和6年二十歳の記念式を開催いたしました。そ

それぞれの校区ごとに旧友や恩師と記念撮影を行った後、式典では実行委員会の代表者が誓いの言葉を述べるなど厳粛に式典が挙行されました。

式典後には、代表者によるスピーチ、抽せん会、恩師のビデオメッセージなど、実行委員の皆さんが自ら企画したイベントを実施し、参加した皆さんには旧友との再会を喜びながら昔を懐かしみ、楽しい時間を過ごしていただくことができました。

来年以降も、式典の参加者でもある実行委員の皆さんに企画、運営に携わっていただき、オリジナリティあふれる二十歳の記念式にしていきたいと考えています。

次に、消防出初式について申し上げます。

先月14日に、松前公園で令和6年松前町消防出初式を開催いたしました。能登半島地震を踏まえてオープニングセレモニー等を自粛し、功績のあった団員等の表彰のみを実施し、消防団員など消防関係者約450名が参加いたしました。

消防団員の皆さんには、町民の生命と財産を守るため、日夜献身的に活動していただいております。改めて心から感謝と敬意を表しますとともに、今後とも地域防災の要として御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、公民館研究大会・生涯学習推進大会について申し上げます。

今月4日に、松前総合文化センターで第45回松前町公民館研究大会・令和5年度松前町生涯学習推進大会が開催されました。

分館の実践発表では、愛媛大学教育学部の井上昌善准教授をコーディネーターに迎え、神崎分館、大間分館が事例発表を行った後、持続可能な公民館活動について意見交換をされました。

記念講演では、岩崎由純氏に潜在能力を引き出す魔法の言葉と題して御講演をいただき、人がやる気、勇気、元気を引き出すためにかかる、たった一言の言葉の大切さについて学ぶことができました。

本大会には、約220名が参加され、公民館活動について理解を深めていただくことができました。

公民館活動については、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により十分に活動できていない状況が続いておりましたが、令和5年度からいきいきまきっこボランティア体験活動、放課後子ども教室や高齢者大学等の各種講座、分館役員の皆様が一堂に会して意見交換を行う公民館を語る会など、コロナ禍以前の形で実施することができたと伺っております。

本大会で学んだことを今後の公民館活動に活かしていただき、子どもの学びの場や高齢者の生きがいがいづくりの場が広がっていくとともに、地域コミュニティの活性化につながっていくことを期待しています。

次に、ホッケーの普及促進について申し上げます。

来月16日に、松前町国体記念ホッケー公園において、多くの町民の皆様にはホッケーを親しんでいただくことを目的とし、けがをしにくいウレタン製のスティックとプラスチック製のボールを使用する本町オリジナルのレクリエーション型ホッケー、エンジョイホッケーを全町民を対象に実施します。町内各地域の皆様をはじめ、家族、友人、職場の同僚など3人から5人で1つのチームをつくってエントリーしていただき、6分間の試合を通じてホッケーの魅力を感じていただくとともに、町民相互のコミュニケーションの向上につながることを期待しています。

今後もホッケーが多くの町民の生涯スポーツとして定着するよう、あらゆる年齢層を対象に普及促進に努めていきたいと考えています。

最後に、介護保険料の改正について申し上げます。

介護保険は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて保険料の見直しを行っています。令和6年度から令和8年度までの第9期事業計画期間中の介護保険事業費は、後期高齢者の増加や介護報酬の引上げ、介護施設の整備により基金等を充当しても財源不足になることが見込まれています。そのため保険料を引き上げる必要があり、本定例会に条例の改正を提案しております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、専決処分承認1件、条例案件15件、予算案件11件、その他議決を求めるもの3件、合わせて30件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 教育長諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

足立一志教育長。

○教育長（足立一志） 議長の許可をいただきましたので、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、1月1日に発生した石川能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。また、被災地におきまして懸命に復旧、復興支援等の活動に御尽力されている方々に深く敬意を表します。

それでは、学校教育について報告いたします。

令和5年度の町内幼稚園、小中学校の状況は、幼稚園2園、園児数53名、昨年度比11名

減、小学校3校、児童数1,713名、昨年度比24名増、中学校3校、生徒数890名、昨年度比3名増です。そのうち特別支援学級の設置状況は、小学校11学級50名、昨年度比4名増、中学校8学級16名、昨年度比3名増です。通級指導教室は、小学校3学級46名、昨年度比10名の減、中学校1学級12名、昨年度比5名の減です。教育活動において支援の必要な園児、児童生徒については、昨年度より7名多い37名の学校生活支援員を配置し、支援を行いました。

教育活動全般としては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から感染法上の5類に分類され、学校での教育活動をコロナ禍前の状況で実施することができるようになりました。

コロナ禍で懸念された学力の状況について、文部科学省が小学6年生と中学3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査における松前町の平均正答率は、全国、愛媛県と同水準を維持しています。

コロナ禍で増加傾向にある不登校児童生徒への支援について、これまでの対応に加え、文部科学省のCOCOLOプランにも示されている保護者の会を令和5年10月に開催し、7名の保護者の方が参加され、不安なことや学校に望むことなどについて話し合いを行いました。

GIGAスクール構想の推進について、導入した授業支援アプリ等を活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、教師の活用能力や指導力の向上を図るため、一層の研修の充実やICT支援員による支援を進めました。

中学校部活動の地域移行について、部活動地域移行検討委員会を開催し、松前町立中学校の部活動改革に係る推進計画の策定について検討を進めるとともに、松前ホッケークラブと北伊予中学校ソフトテニス部でモデル事業を実施し、休日部活動の地域移行に向け研究を行いました。

町立幼稚園では、幼稚園型認定こども園への移行に向けて準備を進めました。令和6年度からの幼稚園一園化、令和7年度からの認定こども園への移行のため必要な施設整備改修の検討を進め、増築・改修工事の実施設計を行いました。

学校給食においては、近年の急激な物価高騰のため、学校給食を安定的に提供し、現在の給食費を維持するため物価高騰分に対する補助を行いました。

令和6年度の取組について申し上げます。

GIGAスクール構想について、1人1台タブレット端末を児童生徒が安心して活用できるように、すべてのタブレットについてタブレット保険一括サービスに加入します。

不登校児童生徒への新たな支援として、学校における居場所づくりのため専用の部屋を設け、不登校児童生徒支援員1名を配置する校内サポートルームを不登校の生徒が多くなっている松前中学校に設置し、効果的な支援の在り方について研究を進めます。

また、中学校部活度の地域移行について、令和5年度に引き続き休日の地域移行に関する実践研究を行い、松前町立中学校の部活動改革に係る推進計画を策定し推進を図るなど、部活動に代わる地域での活動の場づくりを進め、将来的には世代間交流もでき、スポーツや文化芸術活動に町ぐるみで取り組めるしくみを目指します。

学校給食においては、物価高騰の中、質や栄養価を確保した学校給食を安定的に提供し、給食費を維持するため、引き続き物価高騰分に対する補助を行います。

幼稚園について、令和6年度から町立幼稚園を一園化し、新たに一時預かりや弁当給食を実施し、令和7年度から松前幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行するための園舎の増築・改修工事を実施します。

続いて、社会教育について報告いたします。

社会教育におきましても、地域の行事や活動、町全体のイベントや行事等をコロナ禍前の状況で行うことができ、多くの町民の皆様にご参加いただくことができました。

義農作兵衛をはじめ、松前町の文化財の適切な保存・活用を進めていくための歴史民俗資料室を松前総合文化センター3階に開設することができ、多くの町民の皆様にご覧いただくことができました。

ホッケーのまちづくりの推進では、松前ホッケークラブ出身の生徒を中心とした伊予高等学校の男女ホッケー部が四国高校選抜大会においてアベック優勝をし、全国高校選抜大会へ出場するという快挙を成し遂げました。さらに、その女子チームの中の松前ホッケークラブ出身で岡田校区在住の選手1名が高校日本代表選手に選出され2度の海外遠征に参加するなど、将来のさくらジャパン候補として期待をされています。

人権教育では、町内幼稚園、小中学校や町内障害者施設における人権についての取組を中予地区や愛媛県の研究大会において発表を行いました。また、大阪府、兵庫県等で開催された全国人権・同和教育研究大会に13名参加したほか、四国地区、愛媛県、中予地区の研究大会にも多くの方々に参加いただき研修を深めることができました。また、各公民館単位で開催した人権巡回学習講座に211名の参加があり、人権意識の高揚を図ることができました。

次に、令和6年度の取組について申し上げます。

アフターコロナの時代に入り、コロナ禍の経験を生かしながら各種大会やイベント等を進め、町民の方々の交流や地域の活力を取り戻していきます。

中学校部活動の地域移行は、単に部活動を地域に移行するということではなく、地域全体で子どもたちのスポーツや文化芸術活動の環境を整備し、活力のあるまちづくりにつなげることです。そのため、モデル事業の継続や子どもの受け皿づくりの整備等に取り組んでいきます。

また、地域全体で子どもたちを支え、育てていこうという動きが進んでいます。社会教

育を充実させ、さらに学校教育とも連携し、学校、家庭、地域等のつながりを強化し、地域ぐるみで子育ての支援を進めるとともに、幼稚園、保育所、学校など子どもたちの育ちの場を支えていくことのできる制度づくりを研究し、進めていきます。

教育施設の整備については、松前総合文化センター中規模改修に取りかかります。開館以来36年を経過しており、外壁、昇降機、給排水設備等耐用年数を超えているものなどの修繕や更新を進めます。

なお、松前町教育委員会では、毎年、松前町教育基本方針に基づいて教育行政を進めています。これらの状況につきましては、教育委員会の点検・評価において公表しておりますので、御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（住田英次） 教育長諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

5番渡部恵美議員、6番曾我部秀司議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第4 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月16日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月13日までの17日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算（第9号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第4号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号について提案理由を申し上げます。

物価高騰の影響を受けている低所得世帯や低所得の子育て世帯の生活や暮らしを支援するための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度松前町一般会計補正予算第9号を専決第1号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第4号専決第1号について補足して説明いたします。

議案書の9ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,660万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ133億3,801万9,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

参考資料のほうで説明しますので、参考資料の5ページをお願いします。

上段の3款1項11目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、補正額2,546万4,000円は、住民税非課税世帯に対する生活支援のための給付を受けた世帯で18歳以下の子どもがいる世帯に対して子ども加算分を給付するための費用です。

下段の3款1項11目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、補正額1億113万9,000円は、住民税均等割のみ課税世帯に対して生活支援のための給付金を給付するとともに、18歳以下の子どもがいる世帯に対しては子ども加算分を給付するための費用です。

歳出は以上で、続きまして歳入について説明いたします。

議案書のほうで説明しますので、議案書の20ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額は1億2,660万3,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第4号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第5号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第6、議案第5号松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の27ページをお開きください。

議案第5号について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第5号について補足して説明をいたします。

議案書27ページを御準備ください。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、改正するものです。

改正の内容ですが、第2条の定義において、第5号として特定個人番号利用事務、第6号として利用特定個人情報を追加し、第4条の個人番号の利用範囲では下線に示すとおりそれぞれ語句を改めます。

なお、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律の施行の日から施行することとしています。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第6号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の29ページをお開きください。

議案第6号について提案理由を申し上げます。

地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例について定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第6号について補足して説明をいたします。

議案書は29ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料9ページを御準備ください。

今回の改正は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例について定めるため、所要の改正を行うものです。

改正の内容については、2の改正の概要を御覧ください。

職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法第28条第4項の規定により原則

失職しますが、条例で特別の定めをすることにより失職させないことができることとされており、県内の自治体でも失職の特例について見直しが進められてきていることから、当町においても職員の失職の特例に関する規定を追加するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設・文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第8、議案第7号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の31ページをお開きください。

議案第7号について提案理由を申し上げます。

町長の附属機関として松前町地域福祉計画策定委員会を新たに設置するため及びおしゃれなまさき推進事業審査委員会を廃止するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松前町地域福祉計画策定委員会につきましては早瀬保健福祉部長に、おしゃれなまさき推進事業審査委員会については大川総務部長にそれぞれ説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第7号について補足して御説明いたしま

す。

私からは、保健福祉部所管の松前町地域福祉計画策定委員会について御説明いたします。

議案書31ページをお願いします。

今回の条例改正は、松前町地域福祉計画の策定に伴う審議及び意見の答申を行うため、町長の附属機関として松前町地域福祉計画策定委員会を設置する必要があるため、所要の改正を行うものです。

第1条で、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。

33ページ上段を御覧ください。

表の右が改正前、左が改正後です。改正後の62の項に松前町地域福祉計画策定委員会を加えます。報酬額は日額7,400円です。

同じく議案書33ページ、第2条で松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正します。表の左、改正後、町長の附属機関として下から2段落目に松前町地域福祉計画策定委員会を追加します。構成員の定数は10人です。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で保健福祉部所管の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第7号について補足して説明をいたします。

議案書31ページを御準備ください。

この条例は、先ほどの松前町地域福祉計画策定委員会を附属機関として新たに設置するとともに、おしゃれなまさき推進事業審査委員会を廃止するため、所要の改正を行うものです。

第1条では、右の欄、改正前の別表32のおしゃれなまさき推進事業審査委員会に係る規定を削除します。

33ページの第2条では、右の欄、改正前の別表中、おしゃれなまさき推進事業審査委員会を附属機関から削除します。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を文教厚生常任委員会及び総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は文教厚生常任委員会及び総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第9 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))**

○議長(住田英次) 日程第9、議案第8号町長等の給与の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の35ページをお開きください。

議案第8号について提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化を進めるに当たり、町長、副町長及び教育長の給料月額を10%減額する措置を講ずるため、新たに制定するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第10、議案第9号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の37ページをお開きください。

議案第9号について提案理由を申し上げます。

保育所及び幼稚園に勤務する正規職員の給料月額と会計年度任用職員の給料月額の均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第9号について補足して説明をいたします。

議案書37ページを御準備ください。

この条例は、町立の保育所及び幼稚園に勤務する正規職員の給料月額と会計年度任用職員の給料月額の均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、改正後の第6条の2において保育所及び幼稚園に勤務する正規職員に対し給料の調整額を支給できるよう規定するほか、下線部に示すとおりそれぞれ改めます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとします。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第10号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第10号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の39ページをお開きください。

議案第10号について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正されることに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第10号について補足して説明をいたします。

議案書39ページを御準備ください。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正されることに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

39ページの改正後の第2条において、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加して規定するほか、支給に必要な規定について所要の改正を行うこととしています。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第11号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第11号災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の43ページをお開きください。

議案第11号について提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第11号について補足して説明をいたします。

議案書43ページを御準備ください。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正後の第3条において、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の引用条文を下線に示すとおり改め、規定の整備を図ります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第11条の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第12号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第13、議案第12号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の45ページをお開きください。

議案第12号について提案理由を申し上げます。

町民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請期限を納期限前7日までから納期限までに変更し、納税者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第12号について補足して説明をいたします。

議案書45ページを御準備ください。

この条例は、町民税等の減免申請期限について、各自治体で異なっていた期限について  
愛媛県と県内20市町で連携施策として納期限までに統一するため、所要の改正を行うもの  
です。

それぞれの税目の減免の規定のうち、改正前の納期限前7日を改正後の下線に示すと  
おり納期限に改めます。

なお、この条例の施行は令和6年4月1日としますが、改正後の規定は、この条例の施  
行の日以後に納期限が到来する町民税等について適用し、同日前に納期限が到来した町民  
税等については従前の例によるものとします。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常  
任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由
説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第13号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の49ページをお開きください。

議案第13号について提案理由を申し上げます。

介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、第9期介護保険事業計画期間中である令和6年度から令和8年度までにおける第1号被保険者に課する介護保険料の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第13号について補足して御説明いたします。

議案書49ページ、参考資料は17ページをお願いします。

今回の改正は、令和6年度から8年度までの第1号被保険者の保険料を定めるため、所要の改正を行うものです。

改正のポイントについて、参考資料で御説明いたします。

まず、1、所得段階の設定と基準所得金額について国に倣い規定します。これにより、町の所得段階は現行の10段階から国の基準と同様の13段階へ変更となります。

次に、2、第1号被保険者の保険料は市町村ごとに定める基準額に所得段階別の割合を掛けて算定するもので、第9期計画期間における保険料基準額の月額額は第8期計画期間の5,400円から200円引き上げ5,600円とします。

また、国は低所得者に対し公費の投入による保険料の軽減を行っており、3で示すとおり公費投入後の基準額に乗じる割合は、市町村が設定する割合から政令に規定する軽減幅の範囲内で軽減した割合とします。

次に、4、標準割合からの町独自の引下げは、18ページの別紙1を御覧ください。

表の左が国の示す保険料率で、右が町の保険料率です。町は、第2、第4、第7段階でそれぞれ国の標準割合を引き下げています。

19ページの別紙には、第8期計画期間との比較を載せておりますので、参考に御覧ください。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第14号 松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(住田英次) 日程第15、議案第14号松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の53ページをお開きください。

議案第14号について提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、標準とし、又は参酌すべきとされる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を契機に、非常災害対策に関する基準等を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(住田英次) 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長(早瀬晴美) それでは、議案第14号について補足して御説明いたします。

議案書は53ページですが、参考資料21ページで御説明しますので、お願いします。

今回の改正は、令和6年厚生労働省令第16号により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、平成18年厚生労働省令第34号の一部が改正されたことを契機に、町独自で定めているサービス提供記録の保存期間に関する規定等を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするものです。

改正の内容は多岐にわたっており、主な改正内容は3の(1)から(7)のとおりでございます。

す。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第15号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第16、議案第15号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の57ページをお開きください。

議案第15号について提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、標準とし、又は参酌すべきものとされる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を契機に、非常災害対策に関する基準等を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第15号について補足して御説明いたします。

議案書は57ページですが、参考資料23ページで御説明しますので、お願いします。

今回の条例改正は、令和6年厚生労働省令第16号により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第36号の一部が改正されたことを契機に、町独自で定めているサービス提供記録の保存期間に関する規定等を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするものです。

主な改正内容は、3の(1)から(3)のとおりでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第16号 松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第17、議案第16号松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の61ページをお開きください。

議案第16号について提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、又は参酌すべきものとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を契機に、利用者に対する指定

居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間に係る規定を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第16号について補足して御説明いたします。

議案書は61ページですが、参考資料25ページで御説明しますので、お願いします。

今回の条例改正は、令和6年厚生労働省令第16号により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、平成11年厚生労働省令第38号の一部が改正されたことを契機に、町独自で定めているサービス提供記録の保存期間に関する規定を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするものです。

主な改正内容は、3の(1)から(4)のとおりでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第17号 松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第18、議案17号松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の63ページをお開きください。

議案第17号について提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、又は参酌すべきものとされる指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を契機に、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存期間に係る規定を除き、町の基準を同省令に定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第17号について補足して御説明いたします。

議案書は63ページですが、参考資料27ページで御説明しますので、お願いします。

今回の条例改正は、令和6年厚生労働省令第16号により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第37号の一部が改正されたことを契機に、町独自で定めているサービス提供記録の保存期間に関する規定を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするものです。

改正内容のうち大きな変更点は、3の(2)に記載しておりますとおり、介護予防支援について、これまでは地域包括支援センターと同センターから委託された事業者しか行うことができませんでしたが、改正後は市町村から指定を受ければ居宅介護支援事業者も行うことができる規定が追加されたことです。

その他の主な改正内容は、3の(1)と(3)のとおりでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長(住田英次) 再開いたします。

~~~~~

日程第19 議案第18号 松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第19、議案第18号松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の65ページをお開きください。

議案第18号について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) それでは、議案第18号について補足して説明いたします。

議案書65ページを御覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部が改正されることに伴い、松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で引用している箇所の改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、表の右、改正前の第6条中下線部、第243条の2の2第8項を表の左、改正後は第243条の2の8第8項に改めるものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第20 議案第19号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第20、議案第19号松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の67ページをお開きください。

議案第19号について提案理由を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務以外のものに関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(住田英次) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) それでは、議案第19号について補足して御説明いたします。

議案書67ページを御覧ください。

今回の改正は、関係法令により水道法の一部が改正され、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務以外のものに関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、松前町水道事業給水条例で引用している箇所の改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、議案書67ページ、表の右、改正前の第5条中及び68ページ第7条中の下線部、厚生労働省令を表の左、改正後はそれぞれ国土交通省令に改めるものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第21 議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第21、議案第20号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の69ページをお開きください。

議案第20号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員田中安男氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となることに伴い、改めて人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

内容につきましては、三原社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 三原社会教育課長。

○社会教育課長(三原三千夫) それでは、議案第20号につきまして補足して御説明いたします。

議案書69ページをお願いいたします。

人権擁護委員田中安男氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

田中安男氏の後任委員としましては、同人の再任を考えております。

住所、伊予郡松前町大字大溝127番地5、氏名、田中安男、生年月日、昭和23年12月14日。

なお、議案書70ページ及び71ページに、参考として経歴を記載しておりますので、御覧

ください。

以上で補足の御説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第20号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第22 議案第21号 財産の譲与について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第22、議案第21号財産の譲与についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書73ページをお開きください。

議案第21号について提案理由を申し上げます。

松前町が所有している上高柳集会所の土地を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 議案第21号について補足して御説明をいたします。

議案書73ページをお願いします。

認可地縁団体である上高柳自治会が現在の集会所用地に集会所の建て替えを計画しており、それに伴い町有地を譲与することに関し、議会の議決を求めるものです。

譲与する財産は、伊予郡松前町大字上高柳273番地2の宅地、273.43平米と、伊予郡松

前町大字上高柳273番地3の宅地、65.52平米です。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第23 議案第22号 町営墓地の拡張について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第23、議案第22号町営墓地の拡張についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書75ページをお開きください。

議案第22号について提案理由を申し上げます。

徳丸地区の墓地不足が生じているため、墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第2項第4号の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 議案第22号について補足して御説明をいたします。

議案書75ページをお願いいたします。

徳丸地区の宮前墓地の墓地不足を解消するため、墓地を拡張するに当たり、議会の議決を求めるものです。

拡張する土地は、伊予郡松前町大字徳丸宮ノ前110番の田、504平米です。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 町長にちょっとお伺いしたいんですけど、この拡張する理由、ここに墓地不足のためって書いてるんですけど、この徳丸だけじゃなくってですね、ほかの地域も全部墓地不足なんですよ。今回徳丸ということなんやけど、今後ほかの地域に対しても墓地不足のために拡張するような計画を立ててくれるんかどうかな何かお聞きしたいんですけどね。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） お答えします。ありがとうございます。

今後も墓地不足が生じていくこともあろうかと思っておりますので、地域住民の方からのニーズにお応えしながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、またその都度よろしくお願ひいたします。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 分かりました。今、墓地不足が町民の方からいうことなんやけど、もう本当墓地ないんで、みんな松山向いて墓地買いよるような今状態なんですよ、松前町全体的にね。そこらも踏まえてですね、声が上がったらと言わずと、そういうのは状況も鑑みてやってもろて、下から声が上がったらじゃなくってですね、そういうようなことをまた地域の人らとも話し合うてもらいたいんですよ。

以上で終わります。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第24 議案第23号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第10号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第25 議案第24号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第26 議案第25号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第27 議案第26号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第28 議案第27号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第24、議案第23号令和5年度松前町一般会計補正予算第10号、日程第25、議案第24号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第26、議案第25号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第27、議案第26号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第28、議案第27号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第2号の5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第23号から議案第27号までについて一括して提案理由を申し上げます。

議案第23号から議案第26号までは、地方自治法第218条第1項の規定により、また議案第27号は、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書の5ページをお開きください。

議案第23号令和5年度松前町一般会計補正予算第10号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,780万8,000円を追加し、総額を138億7,582万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項については参考資料により御説明をいたします。

参考資料の33ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、循環型社会形成の推進のため、地域の環境衛生の維持を目的として実施している一般廃棄物の収集、運搬及び処理業務について廃棄物の排出量が当初の見込みを上回ることから必要な経費を追加計上します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、障がい児支援の充実のため、障がい児が集団療育や個別療育を受けるために必要な障害児通所給付費が当初の見込みを上回ることから必要な経費を追加計上するほか、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、障害者自立支援システムの改修を行います。

健康づくりの推進では、生活習慣病等の疾病の早期発見や重症化予防を目的として実施している総合健診について、受診者が当初の見込みを上回ることから、必要な経費を追加計上します。

また、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するためのワクチン接種について、9価ワクチンが定期予防接種化されたことにより、接種単価及び接種人数が増加したため、必要な経費を追加計上します。

そのほか、社会保障の充実のため、住民基本台帳システムが保有する氏名の読み仮名を戸籍附票システムへ連携させるための機能追加など、システム改修を行います。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、老朽化した岡田中学校の図書室等の空調設備の更新工事を行います。

また、食料品の価格高騰に対応するために実施している松前町学校給食会への学校給食食材費の助成について、物価の上昇率が当初の見込みを上回ることから、必要な経費を追加計上します。

そのほか、松前町都市公園条例の一部改正により、松前公園の夜間照明料金の単価が変更されたことに伴い、指定管理者の収入である施設使用料が減収しているため、必要な経費を追加計上し、減収分の補填を行います。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、上水道の整備のため、水道事業に対して（仮称）松前町浄水場の整備のための出資を行います。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業などに対する国費の精算に伴う償還金を計上したほか、確定している不用額の減額補正を行っています。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が2億5,857万7,000円の増、一般財源が2億7,923万1,000円の増となっています。

補正予算の議案書37ページをお開きください。

議案第24号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、総額を31億6,754万4,000円とするものです。

補正予算の議案書49ページをお開きください。

議案第25号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万8,000円を減額し、総額を5億995万1,000円とするものです。

補正予算の議案書61ページをお開きください。

議案第26号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万6,000円を追加し、総額を30億7,319万2,000円とするものです。

補正予算の議案書77ページをお開きください。

議案第27号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、資本的収入及び支出において、既定の収入支出の予定額にそれぞれ11億2,690万円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託しました。

議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第27号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第29 議案第28号 令和6年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第30 議案第29号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第31 議案第30号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第32 議案第31号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第33 議案第32号 令和6年度松前町水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第34 議案第33号 令和6年度松前町下水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(住田英次) 日程第29、議案第28号令和6年度松前町一般会計予算、日程第30、議案第29号令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第31、議案第30号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第31号令和6年度松前町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第32号令和6年度松前町水道事業会計予算及び日程第34、議案第33号令和6年度松前町下水道事業会計予算の6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) それでは、議案第28号から議案第33号までについて一括して提案理由を申し上げます。

議案第28号から議案第31号までは、地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第32号及び議案第33号は、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求め

るものです。

当初予算書の5ページをお開きください。

議案第28号令和6年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ128億913万8,000円と定めるものです。

参考資料の53ページをお開きください。

日本経済は、このところ一部に足踏みが見られるものの、緩やかに回復をしており、雇用、所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されていますが、依然として不透明な状況が続くことが懸念されています。

このような状況の下、町といたしましては住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくため、新たな着眼や柔軟な発想による徹底した行政改革に取り組み、財源の充実確保を図ってまいります。

令和6年度の歳入の見通しにつきましては、主要をなす税収において、固定資産の評価替えの年度に該当することから減収する見込みであり、町税全体で1,811万6,000円減額しています。

一方、歳出につきましては、筒井地区と塩屋地区の雨水対策事業に係る施設整備、（仮称）松前町浄水場整備に対する出資、松前幼稚園集約化整備など建設事業に係る予算が増額しているほか、人事院勧告による職員給与の引上げや会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始により人件費が増額すること、社会保障関係費が増額することなどにより、歳出全体で10億1,562万4,000円増額しています。

このため、歳入については、可能な限り地方債を充当するとともに財政調整基金から3億8,900万円の繰入れを行うほか、町債償還基金と公共施設維持管理基金からも合わせて7,100万円を繰り入れることにより何とか当初予算編成を行ったものの、補正予算以降の財源につきましては厳しい状況が予想されます。

一方、歳出については、既存の経常的経費等について、前年度に増して創意工夫による節減に努めるとともに、選択と集中により限られた財源を第2子以降の保育料無償化や18歳までの医療費無償化に係る事業のほか、真に必要な事業に重点配分をしたところでございます。

このように厳しい財政状況ではありますが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、第5次松前町総合計画に掲げられている各種施策に着実に取り組み、「生きる喜びあふれるまちまさき」を目指します。

以下、主要事業につきまして、5つの基本政策と関連させながら御説明させていただきます。

第1点目は、安全・安心な生活環境づくりです。

まず、第3分団消防詰所の建設に向けた準備など消防団活動の拠点整備を図るほか、小

型動力ポンプやポンプ積載車などの更新を行い、消防団設備の充実強化を図ります。

次に、防災・減災の促進のため、自衛隊OBを新たに危機管理担当者として雇用し、防災体制の強化を図ります。

また、災害用備蓄品として必要となる物資などを整備し、町内各所の避難所へ分散備蓄を進めるほか、地域や組織での防災活動の中核となる防災士の養成にも引き続き取り組み、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、浸水被害の軽減を図るため、筒井地区雨水対策として貯留施設の整備工事や幹線排水路の改修工事を行うほか、塩谷地区雨水対策として排水機場の建設工事を行います。

防犯・交通安全の充実のため、運転免許自首返納者のうち希望する方に対して公共交通機関の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

次に、循環型社会形成の推進のため、収集、運搬、処理を適正に実施しながら、指定ごみ袋の利用や分別を一層徹底するとともにリサイクルの推進による資源の再利用を図り、ごみの減量化を促進します。

また、伊予地区清掃センターについては、運営に係る費用のほかに松山市へごみ処理委託に必要な費用を負担します。

コミュニティの育成のため、各地域の集会所の整備に係る費用の一部を助成することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

そのほか、伊予地区広域斎場について、運営及び改築に係る費用を負担いたします。

第2点目は、笑顔で暮らせる健康づくりです。

まず、地域福祉の充実を図るため、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して一体的にまとめた計画である地域福祉計画を令和7年度に策定するために、令和6年度はアンケート調査、住民座談会や関係団体に対するヒアリングを実施します。

福祉事業における連携や事務の効率化を図るため、総合福祉施設である福祉センターについて、引き続き社会福祉協議会を指定管理者として運営を行うとともに、社会福祉協議会に対する運営補助を行い、官民が連携、協力することで地域福祉の増進を図ります。

高齢者支援の充実のため、75歳以上の高齢者を対象に敬老事業を実施する行政区や町内会などに対して補助金を交付し、敬老に対する関心と理解の向上を図ります。

また、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合和楽園の運営経費を負担するとともに、在宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、適切な施設への入所措置を実施します。

障がい者支援の充実のため、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう自立支援給付などの事業を行う

ほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の自己負担分を助成します。

また、発達障がい児や、その家族に対する支援として、発達障がい児の保護者同士の相談の場を設けることにより、子どもの発達に不安を抱える保護者の不安の解消を図ってまいります。

子育て支援の充実のため、第2子以降の保育料無償化を開始するとともに、認可外保育施設を利用している場合についても、第2子以降の保育料に対する補助金を交付する制度を新たに設けることにより、子どもを生き育てやすい環境の整備を図ります。

また、第2子以降としている紙おむつ購入に係る経済的支援の対象者を第1子からに拡大します。

待機児童の解消のため、保育士の登録サイトを利用し登録している保育士に直接アプローチを行って公立保育所の保育士を確保します。

そのほか、子ども医療費助成については、義務教育終了までとしている助成対象者を令和6年4月診療分から18歳の年度末までに拡大いたします。

健康づくりの推進のため、生活習慣病予防に関する健康教育や健康相談を実施し、町民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援するほか、小・中学生を対象にこころの健康講座を実施し、若年者の自殺対策に取り組みます。

また、保健指導に活用するICT機器を新たに導入し、幅広いニーズへの対応に努めてまいります。

社会保障を充実させるため、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出し、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定化を図ってまいります。

第3点目は、豊かな心を育む人づくりです。

まず、学校教育の充実を図るため、障がいや特性のある児童生徒等の学校生活における安全の確保と円滑な学校生活への適応を図るため、学校生活支援員を配置します。

不登校児童生徒の支援として、町内中学校1校に専用の部屋と支援員を設置することにより、学級に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

また、老朽化した北伊予小学校の長寿命化のための改修工事に向けた事前調査を実施するほか、松前幼稚園については令和7年度の幼稚園型認定こども園への移行に向けた整備工事を行ってまいります。

そのほか、学校給食の食材の質や栄養価を維持するため、食料品の価格高騰により学校給食の食材調達に苦慮している松前町学校給食会に対して、引き続き給食食材費の支援を実施いたします。

生涯学習の推進のため、拠点となる文化センターについて、引き続き指定管理による運

営を行うとともに、老朽化した施設の改修工事を行います。

スポーツの振興では、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、引き続き大会や合宿等の誘致活動を積極的に行うとともに、初心者から経験者までホッケーに親しんでもらうためのホッケー教室の開催や中学生の交流大会を開催します。

また、町民が手軽に参加し、中高年の健康増進にもつながる松前町オリジナルのレクリエーション型のホッケー競技、エンジョイホッケー大会を開催します。

第4点目は、活力あふれるにぎわいづくりです。

まず、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水路など、土地改良施設の改修を行うことで労力の軽減や維持管理に係る経費を削減します。

また、農業の振興のため、農地の畦畔の除去に要する経費の一部を助成することにより、農地集積、集約化の推進を図り、効率的な土地利用による農業経営の拡大を支援いたします。

商工業の振興では、松前町の産業を支える事業者や関係団体が一堂に会し、物産品や生産品の販売などを通じて町内外にPRを行うための産業まつりを実施いたします。

観光・交流機能の創出では、松前町の活性化と町民の活力増進を図るための夏祭りにおいて、新たなにぎわいを創出する取組を支援いたします。

また、松前町の偉人である義農作兵衛を顕彰し、町の知名度やイメージの向上を図るための義農大賞事業について、松前町義農大賞実行委員会が開催する義農大賞表彰イベントに要する経費を負担するほか、松前町観光協会の運営等に要する経費の一部を支援することにより観光・交流機能を推進いたします。

そのほか、雇用・就労環境の整備のため、条例に基づき東レに対して工場等設置奨励金を交付いたします。

第5点目は、快適で暮らしやすい基盤づくりです。

まず、上・下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出いたします。

また、本村地区の円滑な排水機能を確保するため、排水路の護岸改修に向けた設計を行います。

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、新築住宅に係る浄化槽設置に対する補助金の交付を再開いたします。

市街地の整備では、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて必要となる用地を購入いたします。

住宅施策の推進のため、町が耐震診断技術者を派遣し、耐震診断や設計を行うとともに、所有者が自ら実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び耐震工事監理に関して費用を助成し、既存の木造住宅の耐震化を促進してまいります。

また、経年劣化している江川住宅1棟及び2棟の外壁改修工事を行います。

そのほか、空屋対策を推進するため、特定空家等の認定を行うための詳細調査を実施いたします。

道路・公共交通網の充実では、町内を巡回しているコミュニティバスの運行に対して支援をいたします。

また、南黒田工業団地までのアクセス道路を整備するため、町道東181号線などの測量設計を行うほか、道路環境を改善し、交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道について安全かつ快適に利用できるよう計画的に維持・管理を行ってまいります。

持続可能な自治体運営では、令和元年度に策定した第5次松前町総合計画の基本計画の見直しを行い、後期計画を策定します。

職員の勤務時間の適正管理及び時間外勤務命令、休暇申請等の業務効率化を図るため、新たなシステムを導入するほか、起案文書の決裁から文書管理までの一連の事務をデジタルで完結させるためのシステムも新たに導入いたします。

また、議事録作成システムを新たに導入することにより、さらなる業務効率化を図るほか、県及び県内市長と連携して自治体用チャットツールや電子申請システムの共同調達を行うなど、引き続きチーム愛媛で行政のDXを推進してまいります。

以上が令和6年度一般会計予算案の主要事業でございます。

前年度と比較いたしますと、参考資料の60ページの表にありますように、10億1,562万4,000円、8.6%の増となっております。

次に、財源につきましては、一般財源としては、その根幹をなす町税が43億1,276万5,000円、地方交付税が20億7,300万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから18億348万円を計上しております。

一方、国・県支出金、地方債等の特定財源としましては、46億1,989万3,000円を充当することとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう職員の創意工夫と発想による新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施いたします。ゼロ予算事業は、様々な分野において既存の人材や施設を利用するとともに、情報発信、ネットワーク機能を活用して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

当初予算書の95ページをお開きください。

議案第29号令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ30億2,518万3,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと1億1,480万4,000円、3.7%の減となっております。

次に、当初予算書の123ページをお開きください。

議案第30号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億9,315万7,000円と定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと7,656万6,000円、14.8%の増となっております。

次に、当初予算書の143ページをお開きください。

議案第31号令和6年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定29億7,912万4,000円、介護サービス事業勘定1,951万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が1,101万6,000円、0.4%の増、介護サービス事業勘定が778万1,000円、66.3%の増となっています。

次に、当初予算書の185ページをお開きください。

議案第32号令和6年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億4,249万9,000円、収益的支出4億4,051万2,000円、資本的収入25億2,726万6,000円、資本的支出27億1,365万5,000円、以上のおり定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入207万8,000円、0.5%の増、収益的支出580万2,000円、1.3%の増、資本的収入14億6,769万1,000円、138.5%の増、資本的支出14億6,822万5,000円、117.9%の増となっています。

次に、当初予算書の219ページをお開きください。

議案第33号令和6年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億1,985万1,000円、収益的支出4億684万8,000円、資本的収入3億3,588万6,000円、資本的支出5億7,123万3,000円、以上のおり定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入1,537万9,000円、2.9%の減、収益的支出785万6,000円、1.9%の減、資本的収入1,022万2,000円、3.1%の増、資本的支出2,431万3,000円、4.4%の増となっています。

以上が各会計の令和6年度当初予算の概要です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっと町長にお伺いしたいんですけど、今年の一般会計、これは主要施策の中にですね、選挙でも言われた、僕も楽しみにしとったんですけど給食費の無料、これやります言うて僕楽しみにしとったんやけど今回全然出てないんよね。町民の方もいろいろ聞かれるんやけど出てないんで、給食費が無料になったら子どもを塾に行かそうとかみんな考えとったんやけどなんでなってないのいうことで聞かれるんやけど、もう当初で出てないいうことは、今年度はまず無理と、こう見とっていいですかね。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御意見ありがとうございます。

今年度につきましては、建設事業費などが大きいものがございますので、1年度先送りする形といたしました。令和7年度早期の実施に向けて財源の捻出等を含めて庁内でも検討を進めてまいりますので、できるだけ早期の実現を目指してまいります。よろしくお願ひします。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。楽しみに待っております。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第29号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第29号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第30号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第30号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第31号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第31号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第32号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第32号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第33号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第33号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第35 研修報告

○議長(住田英次) 日程第35、研修報告を行います。

議会広報常任委員長曾我部秀司議員。

○議会広報常任委員長(曾我部秀司議員) 議会広報常任委員会視察研修は、1月23日から24日の日程で福岡県久留米市と大刀洗町において議会だよりの編集についての研修を行いましたので、御報告いたします。

まず、久留米市議会の議会だよりの編集について、特徴的なことは次の2点です。

1つ目は、企画編集業務を民間業者に委託しているということです。表紙写真の撮影や漫画の作成、全体レイアウトなど、民間業者の持つノウハウや技術を最大限に活用することができ、市民が手に取り、読みたくなるような紙面づくりになっています。

2つ目は、編集コンセプトをしっかりと持っているということです。読みやすい平易な文章、小学生でも分かるような易しい言葉で表現しています。できるだけ文字を少なくし、文字と写真やイラストの比率が6対4になるよう心がけているようです。また、以前は縦書き中心だったものを全面横書きにすることで記事のまとまりをよくするようにしています。さらに、市民や学生を紙面に登場させ、タウン情報誌のような感じに仕上げています。

その他、議会活動の情報発信として、議会中継やケーブルテレビだけでなくフェイスブックやユーチューブにも取り組んでいます。

次に、大刀洗町議会の議会だよりの編集について特徴的なことは、以下の5点です。

1つ目は、紙面構成です。広報委員でラフを作成し、それに基づき業者が構成しています。レイアウトが先で、空いているところに説明等を入れるという考えで紙面構成をしています。

2つ目は、見出しです。見出しを大きくし、15文字以内で表現することで概要をつかみやすいようにしています。詳しく知りたい場合は、記事を読んでいただくという方針です。

3つ目は、質問追跡です。一般質問で町側が検討すると回答した内容について質問者が追跡制度を行使した場合に、町からの回答を掲載しています。

4つ目は、町民参加の紙面構成です。記事に関連する町民の声を委員で分担して取材し、写真とともに住民の意見を掲載しています。町民との双方型の紙面づくりを目指しています。

5つ目は、議会モニター制度です。定例会ごとに議会モニターと意見交換を行っています。また、年に数回、議会報告会を開催しています。議会は、それらの会で集まった意見に基づいた調査活動を行い、さらに意見が予算等に反映しているか監視・検証を行っており、これらの取組を特集として掲載しています。

久留米市議会、大刀洗町議会ともに、しっかりと編集コンセプトを持って議会だよりの編集に当たっているようでした。それ以上に、両議会とも住民を中心として議会活動に取り組んでおり、議会だよりを通して、それらの取組を分かりやすく伝えていると感じました。

委員会では、多くの町民の皆さんに読んでいただける議会だよりになるよう構想を練っていましたが、今回の研修で学んだことも生かし、議会だよりをリニューアルします。

最後に、視察研修を受け入れ対応していただいた関係各位に感謝を申し上げ、今回の研

修報告といたします。

○議長（住田英次） 議会広報常任委員長の研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

3月4日（第2号）

令和6年松前町議会第1回定例会会議録

令和6年3月4日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	友 田 秀 樹
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	平村 展章
保険課長	柏原 正
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	佐藤 真一
まちづくり課長	山田 善仁
産業課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田 匡志
議会事務局 書記	徳本 敏子

令和6年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

	令和6年3月4日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

8番田中周作議員、9番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれぞれに対する答弁をお願いします。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。これから私の一般質問を始めたいと思います。よろしく願いいたします。まず初めに、能登半島地震と松前町地域防災計画についてということでお話ししたいと思います。

1月1日に起こった能登半島地震、被害状況、避難者支援、復旧作業から見えてきた今後松前町が南海トラフ地震などに対し備えるべき点についてお伺いしたいと思います。

項目ごとに聞いていきたいと思いますが、能登半島地震から2か月がたちました。いまだに1万人以上の方が不自由な避難生活を強いられ、ライフラインもまだまだ普及していない中、寒さも追い打ちをして、被災された方々の生活から多くの課題を見いだすことができます。この間、過去の大規模地震から得た教訓や反省、それらに対する対策が十分に機能せず、厳しい避難生活が今も報道されております。

さらに、発災当初からの1か月間は、厳しく苛酷な環境下で、災害関連死と思われる犠牲者が増えているのも事実です。私たちの地域でも、南海トラフ巨大地震の発生確率が年々高くなる中、人ごとでは済まされない事態になっていることを再度認識し、備えを強化し、今回の能登半島地震からまた新たに増えた課題を踏まえ、以下の点について町の考えをお伺いしたいと思います。

まず1つ目、災害時のトイレ問題です。

直下型の地震災害では、家屋の倒壊・半壊などで避難所生活を余儀なくされる多くの人

が経験するトイレ問題です。食べたり飲んだりはある程度我慢できても、トイレに関しては、体の生理現象ですからなかなか我慢できず、過去の災害からの統計によると、発災後3時間以内にトイレ欲求を感じる人が40%、7時間後には七、八割の方が我慢することができないという状況です。そうすると多くの人が集まる避難所のトイレの状況は、当然地震によりほとんど屋内外の排管が途中で壊れている場合が多いですから、その上に水を流したり、トイレトーパーや汚物がたまるとどんなことになるか、想像はつくと思いますが、本当に大変なことになります。このことは、過去の災害時の教訓として残っているはずなのですが、今回の能登半島地震においても、同じようなことが起こっています。

指定避難所開設時には、一番先に公共トイレの部分は使用不可と表示し、携帯トイレや簡易トイレ、マンホールトイレの設置で急場をしのいでいかなければなりません。もちろん自宅避難者も同様で、ほとんどの場合、水洗トイレは使えません。浄化槽や下水道への被害がどの程度あるかが分からない状況下で使用すると、これもまた大変なことになります。携帯トイレの準備や可燃ごみの収集車が来るまで保管しておくことなど、感染症対策などを踏まえ、しっかりこれは広報しておく必要があると思います。

トイレを我慢することで体の変調を起こし、水分を控えるなどの行為を続けると脱水症状になり、さらに重篤な病気へとつながり、ひいては最悪の場合、死に至ります。せっかく地震発災時には生き延びた命を、その後の環境で失ってしまう災害関連死は、極力避けたいものです。特に高齢者の方に多いので、地震の備え、周りの家族や地域でしっかりとそれらの対策を考えて準備をしておきたいと思いますが、町として今の備蓄体制、そしてトイレ問題に対する知識、広報は万全でしょうか。

さて2番目、備蓄品の優先順位や内容の見直しについてはいかがでしょうか。

先ほどのトイレ問題に関連して、携帯トイレの備蓄はされていると思いますが、1人の1日平均的な大人の尿などの排出容量や人数、またそれらに見合う凝固剤などの準備はどうでしょうか。能登半島地震の折は、道路の寸断などで、仮設トイレが届くまでかなりの日数がかかっていたようです。また、仮設トイレが、中は洋式ではなく、ほとんどが和式という状況です。これもまた、高齢者にとっては大変なことだと思います。広域災害であれば、周りも被災しているわけですから、救援日数がかかるのは覚悟しなければなりません。比較的水や食料は早めの支援が入りますが、寒暖への対応物資が少なく、今回の能登半島地震での寒さ対策は不十分で、多くの方が随分体調を崩され、インフルエンザやコロナ感染も拡大していました。これらのことを考えたとき、今の備蓄体制の見直しや内容についても検討の余地があるのではないのでしょうか、町の考えを伺います。

さて3番目、住宅の耐震診断や耐震工事については、以前から行っているものではありますが、今回の能登半島地震が直下型で、昭和56年以前の耐震等級の低い建物がことごとく破壊され、中にいた住人が下敷きになったり、閉じ込められて救出できなくて亡くなら

れたり、そのことによって火災が起こったりして、たくさんの犠牲者、出しております。そして犠牲者の大半を占めておりました。被災現場の報道からも壊れた建物や店舗、ビルなどの被災状況を見ても、やはり耐震診断や耐震補強工事の必要性が感じられ、申込みも今後多くなると見込まれます。現に隣の松山市などは、かなりの申込件数がある、予算枠を申請しているとのこと、町においては、今後新年度からの補正等を検討しておられるのか、お伺いしたいと思います。

4番目、避難の考え方として、1次避難は短めに、少し改善したり個別空間を設けた形の1.5次避難という考え方、これについては、初めて私も聞きました。

また、2次避難という仮設住宅ができるまでの調整避難として、被害が少なかったもしくは被害のなかった県外などへの場所へ移動し、生活再建の足がかりにしていくような避難の在り方、このようなプロセスなど、地域性の違いがありますが、町としての考え方、この避難についての方向性はいかなもののでしょうか、どうお考えになっているのか伺います。

そして5番目、町内の福祉避難所となるべきところは、主に現在稼働中の高齢者の施設です。災害時は、職員も同じ被災者であるため、多くの避難者を受け入れる余力があるでしょうか。平常時に提携施設との避難所開設訓練やその内容の見直しなどが必要ではないでしょうか、お考えを伺います。

6番目、災害時には、断水、停電が長引くことで、苛酷な生活が強いられることとなります。災害の規模にもよりますが、緊急の給水所や電源の確保などは可能なのでしょうか、町のお考えを伺います。

以上のようなことを踏まえて、今後松前町の地域防災計画の見直しや更新が必要と思われます。最近、コロナ禍以降、更新されていないようですが、今後の予定など町のお考えを伺いたいと思います。最初の質問といたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、能登半島地震と松前町地域防災計画についてお答えをいたします。

まず、災害時のトイレ問題につきましては、災害時のトイレ不足は、不衛生な環境により感染症や心理的負担、災害関連死につながる危険性があることから、本町としてもトイレの整備が重要であると認識をしています。現在、町が備蓄しているトイレ関係用品は、簡易式トイレ「ラップオン」38基、その機器にセットする消耗品約5万回分、災害用携帯トイレ約3万2,000回分、マンホールトイレ20基を備蓄しております。

災害時のトイレについては、避難所に3日分をめどとして備蓄しています。また、自宅避難者のトイレに関しては、各自で携帯トイレを回数かける7日分の備えを呼びかけると

ともに、避難の長期化を見据えて、町においても3日分以上の避難所のトイレ備蓄について検討をしてみたいと考えております。

次に、備蓄品の優先順位や内容の見直しにつきまして、備蓄品は、状況に応じて必要とする物資も変化しますが、本町では、被災直後に必要とされる優先順位の高い物資について、南海トラフ巨大地震の被害想定を基に備蓄をしています。備蓄品整備5か年計画に基づき、平成29年度から令和3年度までは、避難所生活において優先順位の高い水、食料、毛布の整備を進め、令和4年度からは、粉ミルク、おむつ、生理用品等を整備しています。

議員の御指摘のありました備蓄品の見直し等につきましては、能登半島地震の状況を踏まえて、今後も適宜見直しを行っていきたいと考えております。

次に、住宅の耐震診断や耐震工事の件数、金額の拡張につきましては、本町では、県内他市町に先駆けて町が建築士を派遣する無料の耐震診断を実施しており、昨年度までに360戸の耐震診断を行っています。

また、耐震工事を促進するため、耐震設計及び工事監理に係る費用を無料とし、昨年度までに149戸の耐震工事補助を行ってきました。最大震度7を記録した能登半島地震では、多くの人々が倒壊した家屋の下敷きになるなどして命を落としており、本町でも近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震への備えとして、住宅の耐震化を今まで以上に促進する必要があります。このため、補助制度の拡充として、耐震工事費の8割、上限100万円としている補助金を来年度から10万円上乘せし、110万円にします。

さらに、耐震工事と併せて瓦の固定や屋根の軽量化を図る場合には、瓦屋根改修工事に要する費用についても補助したいと考えております。

次に、避難の準備体勢につきましては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、2月14日時点で住民の安全及び生活確保のため、市町が開設した1次避難所に6,913人、被災により地域全体が危険と判断されたため、石川県が広域避難所として県管理施設に開設した1.5次避難所に175人、民間のホテル・旅館に開設した2次避難所に5,209の方が避難生活をされています。

なお、今回石川県が開設した広域避難所への1.5次避難や2次避難については、災害対策基本法において明確な定義は定められておらず、あくまで石川県独自の定義でございます。

現在、本町では、町内の各指定避難所への避難を想定しています。その後の被災状況、避難状況を踏まえた町外施設への広域避難に関しましては、愛媛県や関係機関との協議のもと、避難所が開設されるため、町独自で事前に計画を立てることができません。

しかしながら、本町においても、能登半島地震のような被災状況となる可能性もあることから、広域避難が必要になった際、開設の支援要請がスムーズに行えるよう、今後県や

関係機関等に働きかけ、避難に関する協力体制を構築したいと考えております。

次に、福祉避難所につきましては、本町では、現在町内11施設の設置者と指定福祉避難所に関する協定を締結しています。町は、災害が発生し、福祉避難所を開設した場合、町職員を福祉避難所へ派遣し、管理運営に当たりますが、町職員も被災するなど、福祉避難所に派遣する担当者を確保できない場合があるため、協定書において福祉避難所として使用する施設の設置者は、施設の本来業務に支障を来さない範囲で、施設の職員による人的支援についても協力していただくものとしております。

また、町は、福祉避難所において専門的な人材に不足がある場合は、愛媛県災害対策本部へ福祉人材の派遣を要請することとしています。

福祉避難所開設訓練については、令和2年度に町と福祉避難所とが連携して実施しましたが、令和3年から令和5年度は、コロナ禍で実施できておりませんでした。今後は、能登半島地震で見えてきた新たな課題を研究し、施設と連携して訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、給水所や電源の確保につきましては、大規模災害による電力、ガス、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など、社会生活全般に多大な機能低下をもたらすことから、各事業者においてライフラインの防災対策に努めていただく必要があると考えております。

本町では、大規模地震の発生により水道施設や水道管が損傷し、広範囲で断水となった場合は、恵久美浄水場と北伊予浄水場の2か所を緊急時の給水所として開設するほか、現在整備を進めています（仮称）松前町浄水場についても完成後は同様の運用を予定しております。

また、町内9か所の指定避難所や地区公民館などについても、実情に応じて給水所を開設し、可能な限り生活用水の確保に努めてまいります。

電源の確保につきましては、災害対策本部が設置される庁舎や指定避難所の運営の必要な電力確保の整備を行っております。庁舎や避難所においては、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電、自家発電機を備え付けて、電力復旧までの間、電力の確保に努めることとしています。

最後に、今後の松前町地域防災計画の見直し、更新につきましては、現在国では、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが進められており、それを踏まえて、愛媛県でも来年度から地震被害想定の見直しが予定されております。

本町では、この見直しを受けて、地域防災計画の更新を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、それぞれについて答弁をしていただきました。まだまだ不十分な部分もありますが、かなり今回の能登半島地震について、それを見ながらいろいろな対策を進めておられる今最中だというふうに思っております。

最初の災害時のトイレのことなんですけれども、非常に災害関連死にもつながっていくということもありますので、特に皆さんに、災害時のトイレがどれほど大変なものであり、またそれがないといろんなものにつながっていくということについて、機会を捉えて自主防災会とか地域のイベント、PTAとか、各種行事などで普及広報活動をさらに進めていただきたいし、例えば簡単な段ボールトイレとか、そういったものの作り方とか、いろんなワークショップもできると思っていますので、それらを広げていただき、住民の皆さんが自らトイレの問題を自分のこととしてしっかりと考えていくという雰囲気もしっかりとつくっていただきたい。そうすることによって皆さんの、健康被害とかそういったものからかなり自分たちで守ることができるというふうに思います。

そのときに、多分災害のときに皆さん、非常持ち出し袋とか、そういったものを必ず用意されていると思いますが、その中にそれらを固める凝固剤、これらを常に多めに備蓄しておくことが、非常に御自分の命を守るためにも大切なことなので、そこらの広報もしっかりとしていただけたらなと思います。

ですから、公共的なこととしては、仮設トイレのこととか、いろいろ連携があると思うんですけれども、実際問題仮設トイレは、多分御存じだと思いますけれども、まだまだ仮設トイレは50人に1台というような仮定になっているんですけど、最初の頃は、避難所にたくさん集まりますので、なかなかそれがうまくいかない。で、着いた頃には、大分避難所から人が減っているとか、もうそれに耐えられなくて自主避難所に皆さんが移動されていったとかということで、そういうようなちぐはぐなところも大分能登半島地震でも見られましたので、あまり仮設トイレ自体を過信できないんですが、何か仮設トイレのトレーラーとか、そういったものもあるみたいですが、非常に少ないようですので、それが届くまでに非常に時間がかかるというのも実際だと思います。

そういうこと、それから自宅避難者のトイレについても、家のほうが何とか無事に、過ごせた方々のおうちでのトイレの使用についても、しっかりと水洗トイレを使うと、中で浄化槽とか、そこへつながっているとこの管での破損なんかで、また大変なことになりますので、そういったことについての広報もしっかりとしていただきたいなと思います。その点について何か対策とかそういったことがお考えがあるようでしたら、それを答弁いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 今御質問いただきましたトイレに関する件につきまして御回答させていただきます。

まず、1点目ですが、トイレにつきましては、昨年9月3日に松前町総合防災訓練を実施しております。その際に、現在町としましては、各指定避難所にマンホールトイレの備品を備蓄しております。今回避難をしてきてくださいました住民の方々に、各避難所でマンホールトイレの設置の仕方とか、マンホールトイレの目的とか、そういったものをまず御説明させていただいております。それと町では、各地区から防災講座的な研修会の御要望が年間、今ですと今年は6回ほどありました。そういった中で備蓄品につきましては、各家庭で3日分ほど御用意していただきたいというお願いもさせていただいたんですが、町長も答弁しましたように、やはりトイレ問題は大きな問題を抱えておりますので、各自で携帯用トイレなど、7日分を御用意いただきたいよう、今後継続的に皆さんにお伝えをしていきたいとは考えております。

そういった形で、備蓄品につきましては、やはり町で全てを賄うことはかなり非常に難しい問題がありますので、各家庭で御用意していただけるものはしていただきたいということで、今後引き続き啓発をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 災害時のトイレというのは、本当に皆さんの健康にも直結することなので、これからもさらに強く広報し、また町のほうの取組も強めていただきたいなというふうに思っております。

さらに、先ほどの3番目の耐震診断、耐震工事のことについて、かなり幅を広げてこれから補助制度の拡充ということを考えておられるとの御答弁をいただきましたが、何か新聞を読みますと、県は2025年度末には90%ですか、家屋としての耐震化率を目指しているということで、非常に支援要求を、まだ平成30年度は81.3%ということで、全国平均より6ポイントぐらい下がっている状態だと思うんです、耐震化率が。ですから、それを90%目指すということになると、皆さんへの、耐震がいかに必要かということへの普及という活動もされると思いますし、当然お金も要ることですので、住民としてはなるべくしたいんだけれども、特に高齢者の方なんかは、それだけ年金生活とかをされている中で、かなり耐震診断はそれほどお金はかからなくても、実際の工事となるとやはりお金がかかります。そうすると、じゃあもうそれほどどれほど生きるか、子どもがいつ帰ってくるか分からないし、もうやめとこうかというようなことでしなかった。そのことによって今回もかなり多くの方が犠牲になっておられるんです。それで、そういったことを考えたときに、やはりそういう支援、補助があると、ちょっとでも話が進むのではないかと、前へ進むのではないかとということもありますので、その県の動向も見ながら、ぜひそれらをしっかりと進めていただきたいと思いますが、これに対して何か御答弁ございましたら、よろしくお願いします。

○議長（住田英次） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今回の能登半島地震を受けて、耐震診断、耐震工事の重要性を改めて痛感したところでございます。

本町においても、今現在名古屋工業大学と連携して、広報配布に併せて「たいしんだより」等を配布して、減災対策の重要性を紹介しているところです。

あと松前町建築協議会と連携して、耐震診断の派遣事業をやって、無料で耐震診断を行えるようしております。

あと議員おっしゃったように、耐震工事に移すことが重要でありますので、町としましては、来年度から耐震工事の補助を10万円加算して110万円にしたいとそのように考えて、耐震化の促進を今後も図ってまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 町としての耐震化率というのは、全国平均よりはどんなんですか。私もちょっと知らなかったんですけど、もし御存じで資料がございましたら、ちょっと教えていただけたらと思うんですが、なければよろしいです。

○議長（住田英次） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 耐震化率については、最新の数字はございませんが、平成29年度に調査した中で、町の耐震化率を推計したところ62%となっております。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 平成29年度ということですから、前ではあるんですけども、かなりちょっと低い状態ではないかと思うので、これからまだまだではないかという気はいたします。

それでは、4番目の1次避難、1.5次避難、2次避難のことについての定義で、これは石川県独自の、私も初めて聞いた言葉もあったんですけども、地形的に能登半島とは松前町の場合は全然違うとは思うんですけども、避難所の開設の考え方として、やはり非常に1次避難的なものは、もう本当に緊急的なものですので、1週間も住んでいたら、本当に体調を壊してしまうような状況になっているというのが事実だと思います。ですから、それを少しでも緩和するために1.5次避難があったり、あるいは2次避難があったということになるんですけど、これはあくまでも松前町自体は面積が非常に狭いわけですから、広く、広域で考えていけないといけないと思いますので、先ほど町長からの答弁にもありましたけれども、町独自で事前に計画を立てることはできないと思うんですけども、関係機関との連携だけはしっかりと取っていただいて、いざというときに、すぐに開設の支援要請がスムーズにできるように、そういう形を取っていただきたいということ

で、これからも、今回県もかなり能登半島地震に対して非常にいろいろと学ぶところも多いということで、協力体制も強固なものになるというふうに思っておりますけれども、さらに強めていただけたらと思います。

そして、5番目の福祉避難所のことなんですけれども、実際に能登半島で、福祉避難所がですね、何か所もあるんですけど、結局、何十か所あった中で、実際に福祉避難所として機動しているのは、そのうちの3分の1足らずのところしかできてない。なぜかというところ、そこのスタッフの人も被災者ですし、もちろん先ほど言われたように行政職員も被災者です。ですから、非常にそれに対応するだけでも、そこの避難所自体にいらっしゃる御高齢の方々の介護、そういったものだけでも不十分になってくる上に、さらに地域の方々が福祉避難所ということで来られても、対応になかなかできないというような事態が起こっているということで、それに対して協定とか、実際にこうなった場合、どうしようかということについての、コロナ禍で訓練ができてないということなんですけれども、これは急いでいただきたいと思います。福祉避難所っていうのは、高齢者の方だけではなくて、多分災害弱者と言われる障がいを持たれた方とか、いろんな方がやっぱり福祉避難所のほうに来られる可能性もありますので、そうなってくると、なかなかまたスタッフが少ない中で大変な状況になると思いますので、施設連携それからそういった今後の開設訓練、これ一応コロナ禍も通り過ぎたということで、これから考えておられる、すぐにでもやっていただきたいと思うんですけれども、その辺の準備とか考えておられることがございましたら、ちょっと答弁いただきたいんですが。

○議長（住田英次） 柏原保険課長。

○保険課長（柏原 正） 失礼いたします。

福祉避難所の開設訓練、答弁にもございましたように、令和2年11月から令和3年3月にかけて、9施設において実施をしているところです。その後令和3年から令和5年につきましては、コロナの関係でしていないところですが、議員御指摘のとおり、改めてコロナのほうも収束してまいりましたので、福祉避難所の施設の方と連携を図りながら、新たな福祉避難所の訓練について研究をして、実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 9か所ぐらい、何か実際に福祉避難所と提携をされているようなんですけど、そこらあたりとの提携施設との開設の準備ということで、訓練の実施にすぐにかかっていただけたらなというふうに思っております。

そして、6番目に関しましては、いろいろなところで対策を考えておられるということで、これもライフラインの防災対策ですから、そのために今浄水場の整備とかをされてい

るわけですから、それらをフルに使って住民の皆さんの暮らしに、今でも何か能登半島、断水のところが1万戸以上あるというようなことは大変なことです。私たち、もう二、三日水が止まっただけでも大変な思いをしますので、それを考えると、水が豊富な松前町で水が止まったといたらもう大変なことで、生活用水もしかるに、飲料水等については、割と早めに支援は来るんですけど、生活用水のほうが非常に困るということもありますので、これらの整備もしっかりと連携もお願いしたいと思います。

最後に、今後の松前町の地域防災計画の見直しということで、地震災害対策編という、かなり分厚いのがあるんですけど、私もこれを見させていただいたんですけど、やはり今の現在のところの部分とすると、ちょっとずれてたりとか、不足の部分とか、そういったところが大分あります。ここのことについては、早速というか、かかれるところから取りかかっていたらいい、私が今特に重要ではないかというようなところについての部分、災害時のトイレのところとか、いろんなところがあるんですけども、ちょっと時間もありませんので、しっかりと考察していただけたらと思います。

全体を通しまして、本当に今回の能登半島地震につきましては、多分、町のほうからも支援ということで何人かの方が応援に行かれていると思うんですが、また機会を踏まえて、そういった方々の報告とか、それからそれで何が足りなかったとか、どうしていきべきだとか、そういったことについてのいろんな考察があると思うんですが、それらについてまた何か広報していただけるというか、報告の機会とかございますでしょうか。もしあるようでしたら教えていただきたいですが。

○議長（住田英次） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） それでは、議員さんの御質問に対して御回答させていただきます。

議員の皆様にもお知らせさせていただきましたように、本町では、1月22日から31日までの10日間と2月12日から21日までの10日間、それぞれ職員3名を愛媛県被災地支援連携チームの一員としまして、石川県の輪島市の避難所運営に従事をさせていただきました。

従事しました職員の帰ってきてからの感想といたしますが、いろいろ話を聞きますと、当町の職員につきましては、避難所運営の経験がほとんどありませんので、非常に勉強になりましたというお話でした。今回避難所運営に従事いたしました鶴巣小学校という校区なんですが、こちらは人口が約1,100人ほどです。こちらの避難所は、もともとどっちかと言いますと農村部になりますので、地域コミュニティが盛んな地域でございまして、避難所運営につきましても、地域の皆様が自主的に避難所運営に関わっていただいていたそうです。晩には必ずミーティングをして、不便なところとかそういったところを話し合っ改善をされていったそうです。そういった中で、町としましても、やはり災害はいつ起こるか分かりませんので、こういった一番大事な避難所運営について、今後職員が経験し

た内容を基に、いろいろ地域防災計画の改善できるところは改善し、先ほど議員さんから言われておりますトイレの備蓄など、そういったもの、一番今改善しなければならないところをより研究して、地域防災計画に反映したいと思います。

報告につきましては、今、まだ避難所の支援が続いておりますので、今のところすぐできるような状況ではございませんが、そのような機会が必要であれば、また研究検討はしてまいりたいと思いますが、今の考え方は以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今現在のところ、次から次と復旧の時期でございますので、多分今すぐということの報告は、ある程度のめどがついて、そういったところでまた整理をしていただいて、またそれをどういう形でこの計画に反映していったかとか、そういったところも踏まえて、時間をかけて報告をまたいただけたらと思っております。

今、危機管理課長が言われましたように、避難所運営っていうのは、本当にそのコミュニティカっていうのにかなり左右されます。避難所運営はややもすると、避難所に来られた方がお客様になってしまうことがあるんです。そうすると、運営をする側が、非常にもう過労で倒れてしまうような、炊き出しもずっと同じ人がやらなきゃいけないとか、そんなことになってしまいますので、みんなが協力してできるようなコミュニティが基本だというふうに思いますので、これからも多分避難所運営についてのまたワークショップとか、いろんなことをこれからも繰り返してやっていかれると思いますが、自主防災会での活動においても、そういったコミュニティの大切さとか、お客様ではなく、避難所運営はあくまでもそこに避難してきた人が自主的にやっていくものだということを常に心に留めて指導していただけたらなというふうに思っております。

ちょっと長々となりましたけれども、1番目の質問については、これで終わりたいと思います。

それでは、2番目のほうに行きたいと思えます。

主権者教育についてということで、ちょっと耳慣れない言葉だと思うんですが、主権者教育っていうのは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成していく教育です。

松前町でも、まずは子どもたちにふるさと学習を通して主権者意識を持ってもらう事業をしてみたらどうかというふうなことを考えまして、私なりに御質問させていただきたいなと思いました。

具体的には、子どもたち、主に小中学生になるんですが、そういった方々に自分たちの住む町のふるさと意識を育んでもらうことから始めてみるのはどうでしょうか。身近な生活圏である学校とか通学路、公園といったところを中心に、自分たちが夏休みなどを利用して、多面的・多角的な視点で調査活動をすることで、ふるさと意識を高めていく取組な

のです。

さらに、こんな町になったらとか、住んでいる町に向けて自分の夢を語り合う会議から発展させ、子ども模擬会議の実践などにつなげていけたらと思います。

そして、自分たちが考えたことを行政や議会につなげて提案し、目に見える形で実現できれば、子どもであっても町のことに関われるという大きな自信につながることはないか。町の動きや政治にも関心が持てるようになるのではないのでしょうか。将来的には、政治に主体的に関わる町民として主権者意識の基礎を育むことにもなると思います。

こういったことを踏まえてしてありましたら、先進事例として、千葉県の酒々井町というところがあるんですが、ここの活動が非常に私は目に留まりました。この中身についてはまた研究していただいて、皆さん、松前町なりのものをまた考えていただければということで御提案という形にさせていただきます。

町としてできる形でぜひ主権者教育の推進にも力を入れていただきたいと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足一志） 主権者教育についてお答えします。

公職選挙法の改正により被選挙権が満18歳に引き下げられ、子どもたちにとって政治や社会が一層身近なものになってきたことから、主権者として求められる力を育成する主権者教育の一層の充実が求められています。

文部科学省は、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として、主体的に担う力を発達の段階に応じて身につけさせることとしています。

本町においても、学習指導要領に基づき、教育課程の中で社会科、家庭科、特別の教科道徳、特別活動や総合的な学習の時間等で指導を行うとともに、それらの内容同士の関連づけを図りながら、主権者教育を実施しています。

議員からお話のあったふるさと意識を育むふるさと学習については、小学校の社会科で、町内の先生方を中心に作成した社会科副読本「松前の暮らし」を活用し、町の歴史や文化、自然に関する知識や義農作兵衛の業績や生き方などを学び、地域を知ることで、ふるさと意識の醸成を図っています。

また、総合的な学習の時間で、小中学校共に、地域の特色や課題を調べ、自分たちに何ができるのかを考え実践する学習を進めています。

これからも引き続き、国や社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、判断し、

行動していく力を養う教育を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 御答弁いただきましてありがとうございます。

一応主権者教育と一言でいっても、非常に中身が濃くて、しかも幅の広いことで、長年にわたる教育の中で培われていくものだと思いますので、私は、小中学生から始めて、最終的には高校生、18歳で選挙を得るまでの間にそういったものが育まれていくことが大事かなというふうに思います。

町としては、小中学生の子どもたちが一番町として力を入れて、そこに主権者教育という形でふるさと学習とかですね、これはあくまでもふるさと学習というのは、一つの方法であって、どんな方法でも固定するわけでもないし、今のように、例えば今の松前町がどうなのか、自分たちの住んでるところがどうなのかっていうこと、先ほどの例えば防災に関してもこういったところは危険だとか、例えば防災マップを作ったりハザードマップを作っていくような内容、そして子どもたちにとってこういったところが危険な場所だとか、こういったところがあったらいいとか、そういったことを子どもたち自身が積極的に自分の中から考え、またそういったところにつなげていくということができるのが、それがひいては、自分たちがそういったことを、あるいは模擬議会とかそういったものへつなげていき、そしてそれが何らかの形になることによって、自分たちが考えたことが、自分の町の行政にも関わるができるんだということで、非常に子どもたちの自信につながっていくと思うんです。私は、これがすばらしい主権者教育につながっていくというふうに思っております。そしてそれが18歳以降選挙とか、そういった形で政治に関わるようになったときに、こういったことが自分たちの思いとかそういったものが政治に関わっていけるものだというふうにつながっていく、それが私は主権者教育として成功した例ではないかなというふうに思っておりますので、何か政治は違う、自分とは関係ないもんだとか、あるいはみんな大人がやることだとかというふうに分かれて、子どもは勉強だけしとけばいいみたいな感じになってしまうのでは、私は違うのではないかなと思いますので、ぜひそういった観点からも主権者教育というのを進めていただけたらなというふうに思っております。

私のほうからは、特に今の答弁に対して質問はございませんので、これにて私の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

5 番渡部恵美議員。

○5 番（渡部恵美議員） 議席番号5番渡部恵美が、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

最初の質問です。

高齢者の生活支援について伺います。

高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として介護保険制度が創設され、今年24年目を迎えます。本町でも地域包括支援センターを中心に、高齢者が健康で安心して暮らせるように保健・医療・福祉の面から支援しています。高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく安心して暮らしたい思いは、誰もが思う共通の願いです。こうした願いをかなえるためには、地域全体で高齢者とその家族を見守り、支えていくことが必要になります。特に介護が必要な状況に直面したとき、高齢者本人やその家族は、何をどうしたらよいか分からず、大きな戸惑いを感じる方が多くいると思います。コロナ禍以前は、高齢者宅に福祉課の職員や保健師が細かく戸別訪問をされていたと思います。今もまだ感染症への不安が拭い切れない現在、町では、高齢者本人やその家族とどのように関わっていくのか、町の具体的な取組について伺います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） それでは、高齢者の生活支援についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、高齢者が住み慣れた地域で、人生の最期まで健康で自分らしく暮らしたい思いは、誰もが思う共通の願いであります。

また、この考え方は、現在国が推進しております地域の包括的な支援・サービスの提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築の考え方でもあります。

本町では、地域包括ケアシステムの構築に向け、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるよう、地域包括支援センターを中心に体制整備を図っているところです。

地域包括支援センターでは、高齢者やその御家族の悩みに対応する窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって各相談内容に専門的な視点でアプローチし、高齢者や御家族の困り事に対し、様々な面から総合的に支えるための相談や支援を行う地域支援事業を実施しております。

具体的には、高齢者やその御家族の困り事や各種相談内容に応じて制度の紹介や必要なサービスにつなぐなど、幅広く対応する総合相談、高齢者の方が安心して生活できるように成年後見制度を活用するためのサポートや虐待防止の取組を行う権利擁護、要支援と認定された方や支援や介護が必要となる可能性が高い方を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるように介護予防を目的とした支援を行う介護予防ケアマネジメント、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療・保健・介護分野の専門家から地域住民まで幅広いネットワークをつくり、地域で暮らす高齢者の課題解決や

調整を図る包括的・継続的ケアマネジメントの4つの取組を進めながら、高齢者と家族の支援に努めています。

特に総合相談では、高齢者や御家族をはじめ、民生委員・児童委員、医療機関などの地域の関係機関からの相談に対し、電話や来所による相談、必要な場合には訪問相談を行うことで、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、高齢者の困り事に迅速に対応し、戸惑いや不安の解消を図っています。

また、コロナ禍においても感染対策に留意しながら、電話・来所・訪問による相談は継続して実施するなど、高齢者の生活支援に積極的に取り組んでいます。

なお、議員お尋ねの中にありましたコロナ禍以前の戸別訪問につきましては、平成26年の介護保険法改正前の地域支援事業の中の二次予防事業として実施していたもので、改正後は、これまでの事業内容が見直され、訪問型サービスや通所型サービス、各種介護予防教室など、多様化するニーズに対応する事業内容に改められています。現在、二次予防事業で実施していたような戸別訪問は実施していませんが、先ほど答弁いたしましたとおり、電話や来所のほか、必要な場合には訪問による相談は実施しています。今後も引き続き高齢者が住み慣れた地域で、安心して最期まで暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向け努めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 詳しい御答弁をいただきありがとうございました。

まず、以前行っていた訪問、とにかく高齢になったお宅を訪問するっていうのが、今はもう進んではやってはいないけれども、電話がかかってくる、改めてじゃあこちらから参りますっていうことは行っているっていう対応でよろしいでしょうか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 今議員御指摘のとおりでございます。まず地域包括ケアシステムの構築に当たりまして、その継続支援というところの入り口になりますのが総合相談ということになっております。その総合相談を実施する上で、相談したいことがあるというふうな連絡をいただきましたら、必要な場合には御自宅等にも訪問させていただいて、相談内容を把握して、その相談内容に応じた、また解決策を探りながら、サービスの提供・制度等につないでいくというふうな流れになっております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） それは御家庭で、多分家族さんが、例えば病気とか、事故に遭われたとか、そういうことで、多分まず最初の入り口だと思うんですが、それとはまた別に、介護予防にすごく国としても県としても松前町としても力を入れてるっていうお話

しだったんですが、やはり介護予防っていうのが、まず皆さんが地域でずっとずっと健康で楽しく愉快地過ごしたいっていう、もう本当に地域で高齢者を支えるっていう、見守りも兼ねてですよね。だから、介護予防に積極的に参加してくださればいいんですけど、そういうふうなところへの取組はどのようにされてますか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） まさに介護予防の重要性というところは、非常に町としても捉えているところでございます。

まず、以前二次予防事業として実施していたときには、介護予防の教室等に参加できる対象者というものが、こちらのほうのチェックリストによりまして、そこで対象者というものがある程度絞られておりました。ただし、これが平成26年の法改正以降におきましては、広くもう65歳以上の方に参加していただけるような仕組みに変わってきております。そういった改正点を捉えまして、町といたしましても、広報あるいはふだんからの機会を捉えて広く周知をすることで、介護予防教室事業等に参加を呼びかけ、促進をしているところでございます。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） そのことについて引き続きなんですが、コロナ禍でやっぱり参加をちょっと控えようとか、教室自体がちょっとお休みになりましたとか、そういうこともあったと思うんですが、現在はそういう取組に対して皆さんどのようにお考えですか。積極的に参加者が増えているとか、そういうことももしお分かりでしたらお話しください。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） こちらも議員御指摘のとおり、令和3年度、令和4年度あたりにつきましては、実施しておりました教室であったり、事業のほうを中止もしくは縮小するような形での実施を余儀なくされておりました。今年度に入りましてからは、コロナが感染法上の5類に分類されたこともございまして、元どおりの形での実施に戻ってきております。それに伴いまして、各地域におきましても各事業への参加というものは、人数的にもコロナ禍前に戻ってきているというふうに町としては捉えております。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 先ほども藤岡議員の答弁にもありましたが、やっぱり何かあったときに地域のコミュニティがすごく大切っていうお話が出たので、本当に介護予防もそうですけど、介護自体も高齢者がどんどんどんどん増えてはいきますけれども、やはり地域で支える。そうすると、私たちも確実に年は取っていくわけだから、ずっとこの松前町

で年を取っていききたいな、安心して長生きしたいなっていう、皆さん共通にそういうふう
に思われていると思いますので、できるだけそういうコミュニティの大切さも広めなが
ら、どんどんどんどん皆さんが参加いただけるような地域になってほしいなと思います。

それで、男女って言ったならあれなんですけど、私も自分が介護をしてみて、女性の方は
割とコミュニティ、とっても楽しいし、いいなって、みんなどんどんどんどん積極的に参
加されるんですが、男性の場合はどうなんでしょう。ちょっとその辺も何かお気づきの点
がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 現在、実施しております介護予防事業におきましても、やはり
女性の方の参加者のほうが圧倒的に多いです。ただし、そんな中でも大分男性の参加者も
増えてきているような状況でございます。やはり地域差っていうものは、ある程度あるん
ですが、町といたしましては、やはり現在参加していただいている方に、例えば身近な御
主人であったり、男性にも声をかけていただいて、口コミ等で事業等への参加を呼びかけ
るなどして、息の長く活動が続けられるように裾野を広げていきたいというふうに考えて
おります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 介護予防の点はよく分かりました。

でも、先ほども言いましたが、急な疾病とか事故に遭われたとかで、本当に元気に通っ
ていたんだけど通えなくなった。すごくそのときには、もう不安でしかないと思うん
ですが、そのときのアプローチが、ちょっと電話っていうのも、電話をするのもどこに電
話していいのかわからないとか、そういう面もあると思うんですが、周知の方法
は皆さんどのように努力されていますか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） まず、相談に至るまでの情報の寄せられ方なんですけど、まずは
御家族ないしは御本人さんといいますか、御本人を支える御親族の方からの問合せ等もご
ざいます。また、そのほかに医療機関であったり、介護保険施設等々からの連絡もござい
ます。そういった幅広く相談の情報を寄せていただく機関もありますので、そのあたりか
ら寄せられた情報を基に、その内容を緊急的なものなのか、少しじっくりと時間をかけれ
る事案なのかというあたりを専門職のほうが検討・判断をして、チームで相談、アプロ
ーチをしていくような流れになっております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 力強いお言葉をいただいたと思います。これで皆さん安心して

老後は松前町で過ごせるんじゃないかなって、そういう期待をしております。

私も幼い頃からおじいちゃん・おばあちゃん子でしたので、いつまでも元気で長生きできる世の中になってほしいなとずっと願っておりました。そのような時代によく来たんじゃないかなとうれしく思うと同時に、年を取ることへの不安もあります。家族に迷惑をかけたくない、若い人の足手まといにもなりたくないと思われている方もたくさんいらっしゃると思います。ある御家族が、こんなことを相談してもええかな、恥をさらすみたいで、電話一つするんもちよっとなつてためらっていた方がいらっしゃいました。そんなとき、保健師さんそれから役場の職員の方に、それが私たちの仕事なんです。どんな小さなことでも御相談くださいと言われ、あの言葉に救われたんよと言うて、ああもうこれおじいちゃん、おばあちゃん、どんだけ自分とこで介護できるやろうかって思いよったんやけども、そうやって言ってもらって、何でも相談できるようになつたって、本当介護を頑張ろうって思ったって、そういうお話をいただいたことがございます。まず困ったときは包括支援センターに電話、これでよろしいですか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 御指摘ありがとうございます。

やはり高齢者の方にとって相談、悩み事、その内容がこれは医療に関する事なのか、あるいは介護に関する事なのか、保健に関する事なのかというの、なかなか区別、区分がされにくい、判断しづらいものがあるのではなかろうかと思えます。そういった意味で、地域包括支援センターというところが1か所の相談、ワンストップで相談に対応していくというふうな趣旨のものでございます。お困りの際には、ぜひ包括支援センターに電話、気軽に御一報いただけたらと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） まずはそちらに電話、その包括支援センターから医療機関それから介護施設、それからいろんな携わる方、専門職の方、まずはプロにつないでいただけていうことです。これで私も安心しました。本当にこういうことを皆さんに周知していただくっていうのも、やはり私たちの務めでもありますし、職員の方の一言一言の心遣いが皆さんを支えてくれると思うので、どうぞよろしく申し上げます。

本当に誰もが年を重ね、もう確実に高齢化の社会は進んでまいりました。そんな時代だからこそ、生きがいを持ち、声を掛け合い助け合って暮らしていける、そんな松前町を目指し、皆さんと知恵を出し合っていきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

○議長（住田英次） すみません、1時間経過しましたが、どのようにしましょうか。

渡部議員、続けてされます。大丈夫ですか。

（5番渡部恵美議員「はい」の声あり）

そしたら、2番目の質問も続けてさせていただきます。

○5番（渡部恵美議員） すみません、ちょっと長時間になりますが、よろしくお願いたします。

次の質問をさせていただきます。

農業の効率化の取組、畦畔を除去する費用補助について伺います。

農業の高齢化や担い手不足が心配される中、地域の話合いに基づき、5年後、10年後の農業者を明確化する実質化された人・農地プランが作成されました。このことは、農業振興への大きな第一歩だと考えます。今後は、担い手確保のために農作業の効率化を進めていくことが重要です。

今回、認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体を対象に、農地の区画拡大をするために畦畔を除去する費用の補助を行いました。畦畔とは、田んぼに注いだ水が、外に漏れないように周りを囲ったコンクリートや盛土のことです。畦畔除去の申請数と実施状況、今後の農地の集積化・集約化に向けての取組を伺います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 失礼します。

農業の効率化の取組についてお答えします。

議員の御質問にありますとおり、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するため、平成24年から人・農地プランの策定が始まり、その後、それをより具体的なものにするために実質化された人・農地プランの策定へと取組が強化されてきました。

本町では、現在13地区で実質化された人・農地プランが策定され、地域農業の担い手である中心経営体への農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止等に取り組んできたところです。

そして、さらに本格化する高齢化や人口減少などによりまして、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速するなど、今後の地域農業の維持・発展が懸念される中、効率的な農地利用のために農地の集約化等を推進するよう令和5年に農業経営基盤強化促進法が改正され、実質化された人・農地プランが法定化されました。これにより、地域での話合いによって将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和6年度中に策定することとなりました。

本町では、現在実質化された人・農地プランを策定していない9地区において、農地の所有者や耕作者に対し、10年後の農地利用の意向調査を実施しております。

また、プランを策定済みの13地区におきましては、各地区の代表者や農業関係者を中心に、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに地域の話合いを随時開催しています。今

後は、令和7年3月末までに市街化調整区域に農地がある全22地区において地域計画を策定する予定です。

以上のように農地の集積・集約化は、全国的な喫緊の課題となっており、本町においてもそれは同様です。そこで本町では、その対策として、圃場を区分けする畦畔を除去して、一つの農地区画を拡大するための補助金を交付する農地集積・集約化支援事業を令和5年10月から開始いたしました。補助対象者である認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体の計106名に周知したところ、現在までに4名から計7件、合計金額110万5,000円の申請があったところです。今年度におきましては、年度途中での事業開始であったため、募集期間が短く、年度内での工事完了が困難であったことや既に予定している作付計画を変更できなかったことなどにより応募が低調であったと考えております。

そこで、来年度の事業実施に向けて本議会の当初予算案に係る予算を計上しており、議決いただいた後は、4月1日から通年で事業を開始したいと考えております。農業者からは、来年度ぜひ申請したいというお声やもう少し早い時期であれば申請できたなどの積極的な御意見を複数いただいております、本町としましても、効率的な農業経営を積極的に応援してまいりたいと考えております。

今後も引き続き需要に対してできる限り対応し、一定程度需要を満たした後は、対象者を認定農業者などの専業者から兼業農家などの一般の農業者まで拡大することや高低差のある農地に対応するために均平化の費用を補助することなど、多くの農業者が利用しやすく、よりニーズに沿った事業となるよう、本町独自の農業政策として育ててまいりたいと考えております。

今後は、本事業の一層の充実や地域計画の策定のための協議の場などを通じて農地の集積・集約化を図り、本町の基幹産業の一つである農業の生産基盤を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 再質問で考えていたことを御答弁いただいたので、本当によかったです。

まずは、途中っていうか10月だったので、もう10月くらいには、次年度の作付、苗の数とか作付面積をもう出さないといけないときだったので、今これを言われてもっていう方がたくさんいたと思います。それでもし来年もこれがないとしたら、今飛び込みでもせんといかんのやろうとか、いろんなお話をいただいたので、次年度もこの事業が進めていただけるっていうことですのでごく安心いたしました。

ただちょっと気になったことが何点かあるんですが、高低差のこともあるんですけど

も、現在までに4名っていうお話だったんですが、地域はお分かりになりますでしょうか。地区名、校区でも構いませんのでお願いします。

○議長（住田英次） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 申請のあった方4名の地域、関係する農地の場所なんですが、昌農内、中川原、そして横田、神崎となっております。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 広い範囲にまたがっているのではよかったです。それはなぜかという、平たんなところだったら畦畔を除去しても、先ほどお話しありました土砂というか、耕作地の土を平らにするのが、まあまあ容易じゃないかと思って、そちらのほうが多いのかなと思ったんですけれども、神崎とか中川原とか、ある程度高低差のあるところからも申請があったということなので、皆さんに満遍なくそういうことは周知できたのかなと思ってうれしく思います。

その場合に、先ほど最後のほうに言っていたんですが、高低差のある農地に対する均一に地面を平らにする補助、それから均一にしたら、こちらのあぜっていうか、畦畔がやっぱりちょっと低かったりすると、そちらをちょっと上げるとかという、そういう補助もしていただくと、均一だけじゃなくって、もう一つ具合がいいのかなと思うんですが、そちらの補助はお考えではないでしょうか。

○議長（住田英次） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 答弁でもお答えしましたように、中・長期的には、実施することを視野に入れてございます。ただ、高低差のある圃場に土を入れて、議員おっしゃったように、反対側の畦畔をかさ上げして、さらにそれを均平化する、均一にする、畝を整えるという工事になりますと、試算の段階なんですけど、現在の圃場単価の10から15倍というかなりの費用になってございます。限られた予算ですので、できるだけ今の段階では、広くカバーしたいと考えております。優先順位を現時点で上げることは、困難でございます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 本当、農業振興には、圃場を大きくして、大型の機械で効率的に農作業を行うっていうことが一番効率的ではあると思うし、そのための畦畔の除去は、本当に重要だと思うんですが、やはりそれにはすごく膨大な費用がかかるということなので、農業者としてもやっぱりそのあたりは、もうちょっと慎重に考えていかないといけないのかなとも思っておりますが、でも、まず町のほうから、こういうふうな補助事業があるっていうことを早めに周知していきまస్తుっていうお考えをいただいたので、それは一安

心いたしました。

まず、最後にも出たんですけれども、認定農業者だったり、認定を受けた方以外の兼業農家さん、それから小さな農業をやっている方たちにもできたら広げていただけると、やっぱり農業に興味を持っていただく最初の第一歩にもつながるのではないかなと思っておりますので、その辺も周知に努めていただきたいと思います。

畦畔、あぜっていうところは、水をためる役目もありますけれども、圃場の見回りや水の管理、それから歩く道としても使われております。

また、コンクリートではなくって、盛土の畦畔もたくさんあります。稲作の時期には、盛土だけのところだと雑草が生えて、有害な虫や病気が発生するので、草刈り作業をもう定期的にですか、細かくやっていかないといけないということもありますので、これも農業者にとっては大きな負担になりますので、畦畔の除去もそうですけれども、やはり土の盛土のところもコンクリートでやっていただくと助かるかなと思うんですが、そのあたりの計画はございますでしょうか。

○議長（住田英次） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 農地の改良についての計画についての御質問だと思うんですが、当産業課のほうでそれを今立ててはございません。

一般的な農地、農道、あぜ道の改修につきましては、当課の多面的事業という既存事業の対象になるかと思えます、一般的なものにはなるんですが。その申請なんですが、各実施団体、この実施団体というのは、各地区での単位となります。の中で優先順位によって申請が上がってきておる状況でございます。具体的には、また改めて話を伺わせていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 本当に地域からの要望もたくさん出ていると思います。産業課だけではなくって、他の課との連携も取りながら、農業の振興とそれから皆さんの安全のためにお力をいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、下水道事業の方向性について。

下水道区域の見直しはということで質問させていただきます。

下水道事業についての現状と課題として、令和4年12月13日の総務省自治財務局準公営企業室は、次のとおり述べております。

急激な人口減少に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれがある、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、民間活用の推進等に伴い、職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要、特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念だという指摘があります。

取組として、経営戦略に基づいて計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上、中・長期の人口減少の推計等を踏まえたストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定、各公営企業において令和7年度までに改定を行うとしております。

また、抜本的な改革として民営化、民間譲渡、広域化、民間活用を挙げておりますが、一方で、令和3年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部では、下水道の整備区域の見直しの取組が紹介されております。

本町は、広域化は適応せず、最適化（下水道整備区域の見直し）を進める方向にあると認識しておりますが、下水道区域縮小の考えはないのか、問います。

次に、低コスト型下水道整備で持続可能な下水道経営をということで、我が国の平成24年度末における汚水処理人口普及率は88.1%となっているが、中小市町村を中心に、いまだ1,500万人が汚水処理施設を利用できていない状況にある。

一方で、普及の遅れている中小市町村では、人口減少、高齢化の進展等による厳しい財政状況に直面しております。

そこで、国土技術政策総合研究所下水道研究部では、厳しい地方財政を前提として、持続的に下水道経営が可能となる経営モデル「コストキャップ型下水道」を提案しております。コストキャップ型下水道とは、下水道整備及び維持管理の年間投資可能額と目標整備期間とを設定し、その範囲内で持続可能な経営を目指す下水道経営モデルであります。平成24年8月に愛知県美浜町と国土技術政策総合研究所の間で共同研究の協定を締結をしました。低コスト下水道整備導入によるコストキャップ型下水道と現行計画では、建設費総額で約30%コスト削減ができると試算されております。こうした先進事例を研究し、本町の下水道事業に取り入れる考えはないか、問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 初めに、下水道区域の見直しはについてお答えします。

下水道事業のこれからの課題として、人口減少による収益の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、今後も厳しい経営状況が見込まれています。このため、経営戦略の見直しによる経営基盤の強化や近隣事業者との施設の共同化をはじめとする広域連携、さらには、下水道全体計画の見直しによる下水道整備区域の縮小など、さらなる経営改革の推進が求められています。

本町においても、厳しい財政状況の中、平成29年度に策定した松前町公共下水道整備構想、いわゆるアクションプランにおいて、事業計画区域の未整備区域のうち、10年程度で概成を目指す重点整備区域を定め、現在も整備を進めているところです。

また、供用後20年が経過する松前浄化センターは、今後10年間で電気・機械設備の約90%が耐用年数を迎えることから、令和2年度に松前浄化センター修繕・改築計画（ストックマネジメント計画）を策定し、令和5年度から計画的に設備の更新を進めているところです。

下水道事業の現状としましては、全体計画処理区域面積が714.5ヘクタールで、そのうち事業計画処理区域面積は226.7ヘクタールです。現在の整備面積は170.4ヘクタールで、整備率は約75%となっています。

御質問の下水道区域の見直しについて、現在整備を行っている事業計画区域の未整備区域については、計画どおり下水道整備を進めていき、事業計画区域以外の区域につきましては、アクションプラン策定の10年後に当たる令和8年度頃にアクションプランの見直しと併せて下水道整備区域の縮小を含めた下水道全体計画の見直しを行い、最適な下水道事業の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。

次に、低コスト型下水道整備で持続可能な下水道経営についてお答えします。

国土交通省は、平成24年度に公共下水道の未着手の自治体に対する下水道計画の策定手法として、コストキャップ型下水道を提案し、愛知県美浜町との共同研究を実施しました。コストキャップ型下水道とは、従来の計画策定手法である下水道整備区域を設定してから、必要な施設規模を決定し、費用を積み上げる手法を見直し、厳しい財政状況を踏まえ、投資可能な予算の範囲内で持続可能な経営を目指す手法のことです。

国土交通省は、コストキャップ型下水道の共同研究の結果、新しい低コスト技術の活用により、建設費や維持管理費について大幅な削減を可能とする研究成果を発表しました。

新しい低コスト技術は、幹線管渠のルート見直しや小型マンホールの採用などにより建設費の低コスト化を図るもので、本町におきましても、こうした低コスト技術を取り入れ、管渠整備費用のコスト削減に取り組んでいます。

今後も様々な先進事例を取り入れながら、下水道整備や維持管理にかかる費用のさらなる低コスト化を目指し、持続可能な下水道事業の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） それでは、下水道区域の見直し、縮小ということについては、現状の計画は進めてまいりますということで、事業計画以外の地域につきましては、アクションプラン策定の10年後に当たる令和8年度頃にアクションプランの見直しと併せてということであります。したがって、現状の計画地域は実施して、それ以外については見直しを考えるとありますが、その見直しというのは、縮小するとなると、それは合併浄化槽にするということの考え方でよろしいでしょうか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 議員おっしゃるとおり、現在下水道事業計画区域につきましては、公共下水道で整備を進めていく予定でございまして、それ以外の区域につきましては、ほかの汚水処理の方法として、合併浄化槽で汚水処理のほうを進めていくと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 合併浄化槽を推進する上において、地域を見直しているところについては、現状を見るところでは、合併浄化槽を新設及び改良においても補助金を出しているところもあります。そのあたりのところについては、ここで即答はできないかと思いますが、合併浄化槽に向ける上における助成制度は考えておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの議員御指摘の浄化槽の件につきましては、新年度令和6年度の当初予算のほうに計上させていただいております。新年度から新設と転換の両方とも補助の対象としておりますので、また御検討いただけたらと思います。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） それでは、私このあたりの質問の大前提が、1つは申し述べましたようにストックマネジメントであつたり財政マネジメントというところで、どこまでしっかりと計画を立てられてるのかというところを確認したいと思ひまして質問させていただいてます。

ストックマネジメントについては、縮小ということについては、ストックマネジメントの大前提というより、それ以前の問題でありまして、ストックマネジメントにおいては、今の設備をどういうふうに見て持続可能な計画を立てていくかということにおいて、公会計や企業会計というのが中心になってまいります。その企業会計を十分に把握して、そして長期的なこういうストックマネジメント、そのあたりを現在しっかりと計画が

立てられているのかということについて確認したいという意図もございました。そのあたりについて御答弁をいただける内容がありましたらお聞きしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） スtockマネジメント計画につきましては、先ほども答弁させていただきました松前浄化センターについて、供用後20年が経過いたしておりますので、持続的な運用を目指して計画的な修繕・改築計画を行うために策定しております。

財政面につきましても、Stockマネジメント計画については、経営戦略というものを令和2年度に策定をしております、5年後の令和7年度に中間見直しということを予定しておりますので、その時点で再度経営基盤の強化やいろいろ見直しについて図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 分かりました。

それでもう一つ、財政マネジメントで、今多少返答がありましたが、町で作成しております財政計画というんですか、財政投資計画、令和12年度まで計画されておりますが、その中に一般会計からの繰入金、それがずっと3億3,000万円から3億5,000万円という推移になっております。そのあたりのところについて、こういったいわゆる下水道の低コスト型下水道整備というふうなそういういろんなことを考えながら、一般会計からの繰入金を減少させるというか、そういうことはお考えになっておられるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 一般会計からの繰入れにつきましては、現在のところ年間で約3億4,000万円、そのうち負担金が約2億円で補助金が約1億4,000万円となっております。それにつきましては削減についてですけれども、やはり下水道の接続率の向上による収益の増加やさらなる経費の削減を目指して経営健全化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） そういった計画においては、データを基にしないといけないと思います。下水道の計画においては、下水道事業における長期収支見通しの推計モデル、Model Gとか、財政計画作成ツールとか、国土交通省であるとか、そのあたりのところからそういうツールが提供されております。現状、松前町ではこのあたりのツールは活用されておりますか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 議員のおっしゃる財政計画書作成支援ツールだと思われま
すけれども、令和2年度に策定した経営戦略の見直しを先ほど言いましたけれども、令和
7年度に予定をしております、その際に将来推計を試算するときはその支援ツールを活
用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） このあたりのツール、無償で提供されておまして、活用をし
て、将来推計だとか、いわゆる事業計画をつくる上で十分活用していただいて、下水道事
業の安定的な経営を推進する道具として活用していただいて、下水道事業は安定した経営
を続けていけるようにこれから努力をしていただけたらと思います。

以上です。

じゃあ2問目、災害時の避難所について。

ペット同行避難所の設置はということで、災害時、ペットと避難したいというニーズが
高まっております。能登半島地震においても、避難をためらう原因となった事例もあつた
とされております。国は、一緒に避難所まで赴く同行避難を推奨をしておりますが、ペッ
トと同居できるという意味ではないということになっております。能登半島の地震でもペ
ットに関するルールがない避難所が、受入れを断るケースもあり、一部の飼い主は自宅あ
るいは車中泊になった方もいたようであります。

県内の実情は、マニュアル記載が2市にとどまり、町内の防災士の方からも対応を望む
声が上がっております。本町の考えを問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） ペット同行避難所の設置についてお答えいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、原子力災害等
により、住民は緊急避難を余儀なくされ、家に取り残されたペットを迎えに戻った飼い主が
二次災害に巻き込まれた事例や飼い主とはぐれたペットの放浪や繁殖、避難所でのペット
によるトラブルなど、様々な問題が浮き彫りとなりました。このため環境省では、自治体
が地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考と
なるように、飼い主の責任によるペットの同行避難を基本に置いた災害時におけるペット
の救護対策ガイドラインを平成25年6月に作成しています。

議員御指摘のとおり、国では、ペットの同行避難は推奨されていますが、避難所におけ
る居住スペースでの飼育管理を行う同伴避難を含むものではありません。

松前町としても、県内の2市を参考にしながら、ペットの飼い主が避難をためらうこと

がないように、同行避難に関する避難所運営マニュアルを改定してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

2番池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 議員番号2番、新人議員の池内邦仁です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

初めに、防災関係についてですが、既に藤岡議員から詳しく質問が行われましたので、私からは、防災マップのことについてのみ質問させていただきます。

さきの能登半島地震では、短時間に2度の大きな地震があり、被害が拡大したとの報道がありますが、本町では、常に最新で最悪、最悪というのは液状化の問題とかいろいろ捉えた問題を想定した防災マップは作成されているのか、またそれらの情報は町民に対してどのような方法で広く確実に発信しているのかについてお答えください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 防災マップについてお答えいたします。

平成27年の水防法の改正により、国、都道府県及び市町村は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を公表する必要があり、松前町は、これに応じた避難方法を住民に適切に周知するため、ハザードマップを作成しています。

また、愛媛県及び松前町が保有するボーリングデータを用いて、各地点の地震時の液状化被害のデータを公開しています。

1つ目は、平成25年6月に愛媛県が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定結果を基に、松前町総合防災マップ（津波編）を平成26年度に作成しました。

2つ目は、平成28年5月に国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所が公表した想定最大規模降雨（重信川流域の24時間総雨量が626ミリ）により重信川が氾濫した場合の浸水想定調査結果を基に、松前町総合防災マップ（風水害編）を平成30年度に作成しました。

3つ目は、令和2年6月に愛媛県土木部河川課が公表した想定最大規模降雨（大谷川流域の12時間総雨量が551ミリ）により大谷川が氾濫した場合の浸水想定調査結果を基に、松前町総合防災マップ（風水害・大谷川編）を令和3年度に作成しました。

4つ目は、台風による高潮が発生した場合の浸水想定区域について、愛媛県土木部港湾海岸課が令和3年3月に公開した調査結果を基に、松前町総合防災マップ（高潮編）を令和4年度に作成しました。

これらの防災マップのほかに、地震の種別に合わせて液状化被害発生予想に関するデータを公開しています。

作成しました松前町総合防災マップは、広報誌と併せて各戸配布し、周知しています。

また、ホームページ上でも町民の方が見やすいように、デジタルブック形式での閲覧が可能となっております。

現在公表している防災マップは、関係機関が発表している最新で最悪の被害想定を基に作成しています。今後、能登半島地震を踏まえた被害見直しが行われた場合は、松前町も早急に見直しを行い、広く町民の方に周知したいと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 非常に多くのリスク管理がされているということで、一安心はいたしましたけども、令和3年3月松前町国土強靱化地域計画が策定されています。ここで計画の進捗管理について、社会情勢の変化や災害対応等に関する新たな知見、新たな知見というのは、今回能登半島地震だと思しますので、が得られた際には、適宜計画の見直しを行うものとされています。今後も見直しをされて、各自治体で行っている防災訓練、防災講座への有効活用を考えるとともに、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域にできることを考え、自主的に行動する、いわゆる自助・共助・公助、このことも併せて広く町民に発信してほしいというふうに思います。

それでは、次の質問です。

次に、家屋耐震化についてお伺いします。

これも先ほど藤岡議員に非常に詳しく回答をいただきましたので、私からは1つだけ。

旧耐震基準以前の家屋は、町内のどの地域にどの程度あり、またそれを解消するため耐震補強の対応を積極的に促しているのかということについてです。積極的にというのは、ぜひともやってくれというような話がちゃんといってるかと。壁が崩壊するよというようなことがあった場合、その壁の前に消防水利等の物があるとした場合に、火が発生したと。現地までは行けました。でも水源がありませんというようなことがないのかどうか、それに向かってちゃんと計画的に対応できているのかということについてお知らせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 家屋の耐震化についてお答えします。

昭和56年に改正された新耐震基準によって建築された家屋は、震度6強程度の地震でも倒壊しないとされていますが、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された家屋については、1月に発生した能登半島地震でも甚大な被害が確認されています。

本町では、旧耐震基準で建てられ、耐震性がないとされている家屋の地域ごとの集計はありませんが、平成29年に調査した固定資産税課税状況調からの推計によると、町内の全家屋数1万3,844戸のうち、旧耐震基準のままの家屋は5,258戸となり、割合は約38%になります。このような状況から本町では、家屋の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震設計及び工事監理を無料で実施しているほか、来年度からは耐震工事に係る補助金の拡充を図ることにしています。

加えて、令和4年度から名古屋工業大学高度防災工学研究センターと協力し、広報配布に併せて「たいしんだより」を各戸配布し、木造住宅の耐震化を中心とした減災まちづくりの重要性を紹介しているほか、建築士や工務店の方を対象に、安価な耐震改修技術の勉強会を開催しています。

また、松前町建築協議会と連携し、耐震化が必要と思われる家屋への戸別訪問や相談会を行っているところです。南海トラフ巨大地震は、近い将来必ず発生するという前提の下、今後も木造住宅耐震化の促進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 今積極的に訪問もしているというお話を伺って一安心いたしました。

先ほど耐震診断が昨年度までで360戸で、工事補助をされたところが149戸という報告がございました。360に対して149というところの数字をやっぱり1つでも上げていただきたい。

それと、財政負担分として国が2分の1、県が4分の1ということですが、今回、来年度からは上限が100万円が110万円になるという話がありましたけども、この金額で、昨年度あたりから建築費の高騰であるとか人件費の高騰が言われております。10万円のアップでフォローできるのかどうか、それについてお答えください。

○議長（住田英次） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 耐震工事をする場合、どこまで補強するか、その工事に合わせて住宅のリフォームを併せてやる場合もございます。その中で一般的に耐震工事をする場合は、おおむね150万円程度必要かなと考えてまして、その補助金で言えば工事費に対する8割、上限100万円が今年度までの補助金となっております。それで考えれば150万円かかれば、50万円が所有者の方の負担となりますので、それに対して来年度からは10万円増額したいというふうに考えてます。その10万円で十分かと言えば、まだ個人さ

んの負担がまだ必要な部分もございますので、今後他市町の動向も踏まえて、町としても考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 十分考えていって進めてもらいたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

空家対策についてです。

令和3年3月に策定された松前町国土強靱化地域計画において空家対策が上げられています。この強靱化地域計画では、平成29年度の実態調査になりますけども、松前町地区に166戸、北伊予地区に78戸、岡田地区に88戸の計332戸の空家が報告されてます。その中で管理が行き届いておらず、損傷が激しいものが29戸、倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高いもの、これが25戸とあります。

が、その一方で、小規模の修繕により再利用の可能なものが205戸もあるというふうになってます。現在では、数に変化はあるでしょうけれども、この計画の中では、活用可能な空家については、空家バンクの設置によるホームページ上での情報発信等の実施、移住者の受入れや住宅改修支援を行い、空家の活用や適正管理に努めるとあります。他の自治体では、民間と協力して新たな価値を創造する取組がなされているところもありますが、本町の取組は現状どうなっているのか。

また、倒壊のおそれのある空家の中には、通学路に面してるところもあると思いますけども、現在最優先で取り組んでいる対策にはどのようなものがあるのか、お答えください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 空家対策についてお答えします。

本町の空家対策の現状及び今後の進め方につきましては、平成29年度に行った空家の実態調査によると、町内では332戸の空家があり、うち41戸が倒壊のおそれがある老朽危険空家となっています。本町では、町内全域を対象に、防災性向上及び住環境改善を図るため、老朽危険空家の除却工事費の8割、上限80万円を補助し、老朽危険空家の除却を促進しています。

また、新立・本村地区については、防災・減災上の対策とともに、将来の地域の活性化を図るため、土地を寄附していただくことを条件に、町が老朽危険空家を除却する事業を行っています。

利活用が可能な空家については、令和5年9月定例会で藤岡議員にお答えしたとおり、県から委託を受けた愛媛ふるさと暮らし応援センターが運営しているえひめ空家情報バン

クが、県外の移住者向けに空家情報を掲載しており、引き続きこの空家バンクの紹介など、情報提供に努めてまいります。

また、県外からの移住者が居住するための空家の改修や家財道具の搬出等に要する経費の3分の2以内の額で、上限100万円を補助する事業がありますが、残念ながら活用実績はありません。

空家は、この20年で約1.9倍に増加し、今後さらなる増加が見込まれることを考慮すると、本町においても、移住者に限らず広く空家の利活用を進めるためには、民間事業者などと空家の調査、相談、住教育、利活用などの事業連携は喫緊の課題であると考えています。全国の自治体では、行政と民間事業者などが事業連携を行い、様々な手法による空家利活用の取組が先進事例として取り上げられています。本町の空家対策も全国の取組事例を参考にしながら、民間事業者との事業連携をしていきたいと考えています。

次に、倒壊の危険などがある空家の対応につきましては、本町では、適切に管理されていない空家がある場合は、所有者等を確認し、適切な管理をお願いするとともに、本町が実施している老朽空家の除却工事費の補助や新立・本村地区での除却事業について制度の説明を行い、所有者等の自らの意思により必要な措置が講じられるよう努めています。それでもなお適切に管理されず、道路に倒壊などのおそれがある著しく保安上危険な空家に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和元年7月に策定した松前町空家等対策計画により、町長が特定空家又は管理不全空家の判断を行います。

特定空家又は管理不全空家と判断された空家については、町が空家の所有者等に対し、助言又は指導、勧告を段階的に実施し、それでも空家の状態が改善されない場合は、命令や行政代執行の措置を講ずることになります。

なお、現在本町では、特定空家または管理不全空家の判断をするため、所有者等の確認ができた5戸の空家について、立入調査を実施しているところです。

今後も倒壊などのおそれがある危険な空家については、積極的に所有者に対し、必要な措置を講ずるよう働きかけていきます。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 積極的に働きかけていただけるということで安心しております。

今の山田まちづくり課長からありました中に、新立・本村地区、ここに対して町独自の空家除却事業を行っているというお話がありました。

私も調べていってますと、平成23年、全国に先駆け空家跡地の活用をということで、私どもでも発行しております議会だよりのNo.84、これに出ておりました。そのときに、今大変苦労しているんだと、平成23年のときですよ、大変苦労している。国の指針等が示され

た時点で今後の取組を判断したいということがありましたけれども、この国の取組は、何か連絡はあったんでしょうか。

○議長（住田英次） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 新立・本村地区の空家については、現在空家の寄附と土地の寄附、同時にいただいて、町が除却を実施しているところです。今現在、国のほうの方針としては、町が所有する建物については、補助事業の対象にならないという返事をいただいておりますので、それについて、じゃあどのようにして事業を継続させていくかということ踏まえて、まず土地の寄附を所有者の方に約束、確約していただく。その上で町が空家を除却するというような流れで今後事業を継続して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） これも先ほどありましたように、継続的に進めていってほしい。ただちょっと10年はかかり過ぎかなと思っておりますけれども、継続的に進めていてほしいと思っております。

これで私の質問は終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 城 村 トキ子

3月13日（第3号）

令和6年松前町議会第1回定例会会議録

令和6年3月13日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	友 田 秀 樹
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	平村 展章
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	佐藤 真一
まちづくり課長	山田 善仁
産業課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田 匡志
議会事務局 書記	徳本 敏子

令和6年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.3

令和6年3月13日(水)

午前10時30分

開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第5号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第3 議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第4 議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(文教厚生・総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第5 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第6 議案第9号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第7 議案第10号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第8 議案第11号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第9 議案第12号 松前町税条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第10 議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第11 議案第14号 松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第12 議案第15号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例

上程	委員長報告 (文教厚生)	質疑	討論	採決
日程第13	議案第16号	松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例		
上程	委員長報告 (文教厚生)	質疑	討論	採決
日程第14	議案第17号	松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		
上程	委員長報告 (文教厚生)	質疑	討論	採決
日程第15	議案第18号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑	討論	採決
日程第16	議案第19号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑	討論	採決
日程第17	議案第21号	財産の譲与について		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑	討論	採決
日程第18	議案第22号	町営墓地の拡張について		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑	討論	採決
日程第19	議案第23号	令和5年度松前町一般会計補正予算 (第10号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決
日程第20	議案第24号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決
日程第21	議案第25号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決
日程第22	議案第26号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算 (第5号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決
日程第23	議案第27号	令和5年度松前町水道事業会計補正予算 (第2号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決
日程第24	議案第28号	令和6年度松前町一般会計予算		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決
日程第25	議案第29号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑	討論	採決

日程第26	議案第30号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算			
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決	
日程第27	議案第31号	令和6年度松前町介護保険特別会計予算			
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決	
日程第28	議案第32号	令和6年度松前町水道事業会計予算			
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決	
日程第29	議案第33号	令和6年度松前町下水道事業会計予算			
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決	
日程第30	議案第34号	松前町副町長の選任につき同意を求めることについて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第31	議案第35号	松前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第32	議案第36号	松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
	閉 議				
	町長挨拶				
	閉 会				

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

10番影岡俊範議員、11番稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第5号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第5号松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第5号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第3、議案第6号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第6号は、職員が禁錮以上の刑に処された場合、地方公務員法第28条第4項の規定により原則として失職するが、条例で特別の定めをすることにより失職させないことができることとされており、県内自治体も特例について見直しが進められていることから、本町においても職員の失職の特例について定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、司法で刑が確定した者について救済の判断はどうやって決めるのかとの質疑があり、今後、規則で定めることになるが、委員会もしくは審議会を設け、そこで検討することになるとの答弁がありました。

委員からは、構成員に職員が含まれると仲間を自分たちが守るようになってしまわないか、第三者委員会とするなど別枠でつくるなど審議会の在り方を示してほしいとの意見がありました。委員構成などはまだ決めていないが、意見を踏まえて検討したいとの答弁がありました。

次に、第5条に情状を考慮して特に必要と認めるときとあるがその基準はどの質疑があり、これも委員構成と同じくまだ決めていない。条例で大本を定め、この後詳細は規則で定める予定としている。運用は規則が定まってからとなるため、急ぎ規則を定める必要があることは認識しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生・総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第7号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

初めに、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る2月26日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第7号は、町長の附属機関として松前町地域福祉計画策定委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、松前町地域福祉計画策定委員会は10名とあるが男女の比率はどのようになっているかとの質疑があり、女性の構成員数は、令和2年国の男女共同参画基本計画において、審議会等においては女性委員を3割程度登用するようにとされており、そ

の趣旨を踏まえて今回の策定委員会では今のところ3名程度の女性委員を登用したいと準備している。男女の比率については、最低ラインは必ず守れるように、なお見直しができるようであれば、善処、検討していきたいと思うとの答弁がありました。

次に、平成30年4月に社会福祉法は改正されたが、松前町地域福祉計画はなぜこのタイミングで策定準備にかかるのかとの質疑があり、この計画の策定の目的というものが地域共生社会の実現ということである。国が令和3年4月に地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律を出したことにより、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するというメニューが新たに設けられ、重層的支援体制整備事業という事業が創設された。法改正の趣旨や国の動向等を踏まえ、計画の策定に国の動向を見たほうがよいのではないかと考え判断した。また、関連計画が令和6年度、7年度からスタートするものが多かったことから、関連計画の進捗状況も踏まえながら計画の策定に反映をさせていく必要があるのではないかと考え、令和6年度から着手を始めて令和8年3月ぐらいに策定をしようとする準備を進めているとの答弁がありました。

また、計画の策定に当たり、人員不足で今のタイミングになったのではないかととの質疑があり、全く関係ないかといえど多少はあるかと思う。ただし、計画の策定に係る検討や情報収集は令和2年度からしており、人員不足に起因するわけではないとの答弁がありました。

次に、社会福祉協議会にある地域福祉活動計画との連携はどうなっているのかとの質疑があり、地域福祉計画と同じ令和8年度からスタートできるよう調整を進めているとの答弁がありました。

次に、計画の策定を業務委託することになると思うが、委託業者に任せてしまうことになるのかとの質疑があり、委託する業務内容については、まずプロポーザルで業者を決めた後、業者に委託するのは職員では対応が困難な内容、例えば住民アンケート調査やアンケート結果の分析、現状課題の把握である。職員は、住民座談会を実施し、各種の分析結果を踏まえ、計画の骨子案を作成する。それ以外の策定に係る事務を業者に委託するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

次に、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 稲田議員、議案の説明をお願いします。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 審査の内容を御報告いたします。失礼いたしました。

議案第7号は、おしゃれなまさき推進事業審査委員会を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第8号町長等の給与の特例に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第8号は、厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化を進めるに当たり、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額する措置を講ずるため、新たに制定するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第9号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第9号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第9号は、保育所及び幼稚園に勤務する正規職員の給料月額と会計年度任用職員の給料月額の均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、具体的な金額は定めているのかとの質疑があり、まだ定めていないが今年度内には決定したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 議案第10号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第7、議案第10号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第10号は、地方自治法の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正されることに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） これ委員長に対して質問ですが、議案第10号、これは全員一致でしたが、これ議案第9号は全会一致になってるけど、これ議案第9号は誰か休んだ人が中におるんですかね。議案第9号のときだけ誰かがおらんと議案第10号は全員一致になっとったけど、議案第9号では誰かが抜けたんですか。

○議長（住田英次） 議案第9号に関しましてですが、これは全員一致の間違いです。よろしいですか。

（「暫時休憩」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

改めまして、日程第6、議案第9号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

（「訂正じゃないの。おかしいのじゃないの」の声あり）

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 議案第9号に関しては、今異議なしで議決されとんのに、またもう一回やるんですか。訂正したらいいんじゃないの、内容を。委員長が訂正するように言うたらいい。また、これ議案第9号から戻るの。

○議長（住田英次） 今、村井議員からの提案がありましたように、修正いたします。委員長のほうから。

（「提案じゃないよ」の声あり）

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員、訂正をお願いいたします。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 議案第9号について、訂正箇所があります。先ほどは「全会一致」と申し上げましたが、これは「全員一致」の誤りでした。申し訳ありませんでした。

○議長（住田英次） 委員長の訂正の報告を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第11号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例(上程、
委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第8、議案第11号災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第11号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第12号 松前町税条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第9、議案第12号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第12号は、町民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請期限を納期限前7日までから納期限までに変更し、納税者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第10、議案第13号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る2月26日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第13号は、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、第9期介護保険事業計画期間中である令和6年度から令和8年度までにおける第1号被保険者に課する介護保険料の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、各段階に応じて軽減率が様々である。第2段階に対して第3段階ではかなり軽減率が低いとその理由はその質疑があり、軽減幅の上限は政令に規定されたもので、国が定めている。軽減幅の範囲内で各市町村が定めるという形になっており、本町では国が定めた軽減幅の最大値を適用し、なるべく軽減を図ることとしているとの答弁がありました。

次に、保険料率の改定により今後の徴収総額をどのように推測しているのかとの質疑があり、保険料の設定の前提は、令和6年度から令和8年度までに必要なサービス事業費に対して保険料が幾ら必要かを計算している。全体としては、松前町第8期計画に比べて今回の第9期計画は事業費が上がっており、基準となる金額を6万7,200円とし、増額を見込んでいるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第14号 松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第11、議案第14号松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る2月26日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第14号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、標準とし、又は参酌すべきものとされる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を契機に、非常災害対策に関する基準等を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、非常災害時の関係機関への通報、連携体制及び避難誘導體制の整備、訓練の実施について記載されているが、それに対する行政の指導はあるのかとの質疑があり、この基準は、事業者自らが施設を管理運営するために必要となる基準を示しているものである。施設の設定の際は町が定めている基準を満たさなければ指定できない。設立後も指定地域密着型の事業者については町が指導する立場にあるので、定期的に施設の視察や監査を行い、基準を満たしていなければ指導するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第15号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第12、議案第15号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る2月26日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第15号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、標準とし、又は参酌すべきものとされる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を契機に、非常災害対策に関する基準等を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第13 議案第16号 松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第13、議案第16号松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る2月26日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第16号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、又は参酌すべきものとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を契機に、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間に係る規定を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数について、具体的にはどのような改正かとの質疑があり、現在、1人のケアマネジャーの担当件数は35人までとなっているが、44人までに見直すものである。さらに、事務職員の配置やICTシステムを

導入するような一定の条件を備えている場合は49人まで担当できるよう改正されるとの答弁がありました。

答弁に対して、担当件数が増える中でケアマネジャーの負担軽減につながるのか、ケアマネジャーが望む改正となっているのかとの質疑があり、全体的な傾向としてケアマネジャー不足の傾向はあるが、現場のケアマネジャーからは、利用者に対し義務づけられている説明の一部が努力義務に緩和され、担当件数が増えたほうがよいという声を聞いているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第17号 松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第14、議案第17号松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る2月26日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第17号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、又は参酌すべきものとされる指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を契機に、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存期間に係る規定を除き、町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第18号 松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第15、議案第18号松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第18号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第18号は、地方自治法の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

村井議員が退出しておりますが、採決のときにいなかったですが、決しましたので御報告します。

~~~~~

日程第16 議案第19号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第16、議案第19号松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第19号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第19号は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正され、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務以外のものに関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、権限が厚生労働省から国土交通省に移管されることで、今後予算や水道事業の在り方も変わってくるのではないかと質疑があり、今回の改正は、水質と衛生に関する事務は環境省、それ以外の水道関連の整備、補助事業などは国土交通省に移管される。移行期間の令和5年度補助事業予算については、厚生労働省や愛媛県から積極的な活用の案内があった。国土交通省も水道事業に重きを置いていることから、令和6年度以降もこれまでと同じように配分はされると考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第17 議案第21号 財産の譲与について（上程、委員長報告（総務産業建設）、  
質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第17、議案第21号財産の譲与についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議において総務産業建

設常任委員会に付託されました議案第21号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第21号は、松前町が所有している上高柳集会所の土地を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

譲与する財産は、上高柳273番2の宅地273.43平方メートルと上高柳273番3の宅地65.52平方メートルで、認可地縁団体である上高柳自治会において集会所の建て替えの要望があり、計画中であることから譲与するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで11時45分まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

午前中は補正予算まで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

~~~~~

日程第18 議案第22号 町営墓地の拡張について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第18、議案第22号町営墓地の拡張についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る2月26日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第22号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第22号は、徳丸地区の墓地不足が生じているため、墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第2項第4号の規定により議会の議決を求めるものです。

拡張する墓地名は宮前墓地、拡張する土地は徳丸字宮ノ前110番の田です。504平方メートルです。

審査の過程において、徳丸の墓地以外にも墓地不足だと思うが、他の墓地についても拡張は考えているのか。また、拡張するに当たり同意は得られているのかとの質疑があり、墓地の管理運営は地域の区長に依頼しているが、今のところ墓地不足という声は他地区からは伺っていない。拡張の要望があれば協議・検討をしたい。また、宮前墓地拡張については、大字徳丸において同意を得ていただいているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩1時まで入れます。

午前11時49分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

~~~~~

日程第19 議案第23号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第10号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第20 議案第24号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第21 議案第25号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第22 議案第26号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第23 議案第27号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第19、議案第23号令和5年度松前町一般会計補正予算第10号、日程第20、議案第24号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第21、議案第25号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第22、議案第26号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第23、議案第27号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第2号の5件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月26日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第23号から議案第27号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第23号令和5年度松前町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ5億3,780万8,000円を追加し、総額を138億7,582万7,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、庁舎前駐車場改修事業の植え込みの仕上がりの変更について質疑があり、松前総合文化センターと雰囲気を合わせるため石貼りを検討したが、既製品の化粧型枠でも同じような雰囲気に仕上がるものがあり、費用も予算の範囲で収まることからその方法を採用するものであるとの答弁がありました。

また、耐用年数、強度の面はどうかとの質疑には、型枠が変わるだけでコンクリートを打つこと自体に変わりはなく、コンクリートの強度になるため問題はないとの答弁がありました。

次に、粗大・埋立ごみ収集運搬処理委託料の増額の要因は何かとの質疑があり、人件費と燃料費が上がっており、また各家庭から出る粗大・埋立ごみの量が増えているためであるとの答弁がありました。委員から、年々費用が上がっており、精査する必要があるのではないかとの意見がありました。

続きまして、産業建設部所管については、松前駅前広場の整備が繰越しとなったことについて質疑があり、今回繰越しした分については、2件分の家屋が建っている方と契約をした。事業用地の取得に当たり、契約者が1年で移転先を選定し、住宅建築するにも時間がかかるため繰越しが必要となったもので、繰り越したことで完了年度が遅れることはない。また、土地の売買について来年度以降も予定しているとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、岡田中学校の図書室等の空調設備更新工事の工期について質疑があり、4月に入札を行い、竣工は令和6年8月を予定しているとの答弁がありました。

次に、北伊予小学校、松前小学校屋外トイレ改築の工事請負費1,262万円の入札減少金について質疑があり、工事請負費は物価高騰を見込んで5,200万円の予算を計上した。実際の設計額は4,081万円で、入札をしたところ1,262万円の減額となった。入札の執行率は96.5%であるとの答弁がありました。

次に、松前公園多目的広場の夜間照明は、令和5年4月1日より料金単価が変更になり、指定管理者の収入である施設使用料が減収しているため、減収分の補填を行うというが、令和4年度と令和5年度の使用実績はどうなっているかとの質疑があり、令和4年度は利用時間が726時間、料金収入が174万2,400円、令和5年度は1月から3月は見込みであるが利用時間が774時間、料金収入85万1,400円となっている。利用時間は約50時間増えたが、使用料は100万円程度減っているとの答弁がありました。委員からは、部分点灯で料金単価が変わったことを知らない町民の方がいるかもしれない。利用時間数を増やすためにも、もっと広報をしてはどうかとの意見がありました。

続きまして、保健福祉部所管について、保育所の人件費の減額について内容の把握はできているのかとの質疑があり、保育所費の2節給料、3節職員手当等及び4節共済費のトータル3,300万円の減額は、育児休業をしている8名分の給料等に係る減額補正予算であるとの答弁がありました。

次に、総合健診事業の総合健診委託料について受診者が増えた要因は何かとの質疑があり、令和元年度までのコロナ前と比べコロナ禍の健診率は下がったが、令和4年度から回復傾向にあることがどの健診項目にも当てはまる全体的な要因であるとの答弁がありました。

次に、健診率の向上に職員が取り組むことで町民の健康寿命の延伸は図られていると思うが、そのことが医療費の抑制、適正化につながっているのかとの質疑があり、健康課としては健診受診率の向上のため勧奨を行い、受診率を伸ばし、保健指導や助言指導を行うことによって病気の重症化、発症予防に努めている。具体的な事例やこれをしたから医療費が減額できたという検証はできていないとの答弁がありました。委員からは、町民の健康寿命の延伸と医療費の抑制が目的ということ考えた事業の実施をしていくべきではな

いかとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ53万2,000円を増額するものです。

これは、国保連合会に委託している第三者行為損害賠償求償事務に係る事務手数料が不足するため計上するものです。損害賠償金額の増加が見込まれることから増額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第25号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ202万8,000円を減額するものです。

これは、広域連合事務費負担金について、前年度の決算確定により生じた精算額を今年度の負担額と相殺することによる106万7,000円と低所得者に対する保険料の軽減に係る保険基盤安定納付金の額の確定に伴い、96万1,000円をそれぞれ減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第26号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ400万6,000円を増額するものです。

初めに、保険課所管分の歳入では、地域支援事業費の財源として介護保険事業運営基金繰入金を増額するものです。

次に、福祉課所管分の歳出では、介護予防・生活支援サービス事業費について、町内に住所を有する要支援者に対して、機能訓練などの支援を行う通所型サービスの利用者が増加したことにより不足する負担金と、利用者の増加に伴う審査支払手数料をそれぞれ増加するものです。歳入では、通所型サービス事業及び審査支払手数料に係る国や県等の交付金や補助金をそれぞれ増額し、通所型サービス事業に係る介護保険事業運営基金繰入金も増額するものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第27号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第2号について、審査の内容

とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は資本的収入及び支出の予定額に収入・支出それぞれ11億2,690万円を増額するものです。

これは、現在事業を進めている（仮称）松前町浄水場整備事業に係る国の補助事業について、令和6年度より国の所管が厚生労働省から国土交通省に移管され、水道関連の補助事業予算の削減が予想されることを受け、事業の財源確保並びに事業進捗を図るため11億2,690万円を増額補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第23号から議案第27号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第28号 令和6年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第29号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第26 議案第30号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第27 議案第31号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第28 議案第32号 令和6年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第29 議案第33号 令和6年度松前町下水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第24、議案第28号令和6年度松前町一般会計予算、日程第25、議案第29号令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第26、議案第30号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第31号令和6年度松前町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第32号令和6年度松前町水道事業会計予算及び日程第29、議案第33号令和6年度松前町下水道事業会計予算の6件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る2月26日の本会議において、予算決算常任

委員会に付託されました議案第28号から議案第33号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第28号令和6年度松前町一般会計予算は、総額を128億913万8,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、庶務管理システム導入事業についてセキュリティ対策と安全の確保について質疑があり、システムのセキュリティ対策は専門スタッフ、事業者とシステム構築するに当たり、十分に打合せを行う。また、庁舎の入退室に関するセキュリティに関しては、今後職員で検討を重ねるとの答弁がありました。

次に、事務の効率化を図るためにシステムを導入することだが、対象職員と維持や運営に係る費用、ランニングコストはどうかとの質疑があり、対象職員は全職員を予定している。出先機関でも対応できるようにカードリーダーやタブレットだけではなく自席のパソコンからも登録が行えるようにする。また、本格稼働は令和7年度を予定しており、4万円程度になる見込みであるとの答弁がありました。

導入による効果として業務の効率化を挙げているが、効率化によるコスト削減、費用削減の試算はあるのかとの質疑があり、一例を挙げると、毎月係が行っている時間外勤務時間の集計業務は令和4年度、職員3名で2,643時間、593万1,000円の時間外、令和5年度1月末現在で、職員2名2,200時間、約430万円の時間外となっている。これらの全てが集計作業ではないが、毎月行っているこれらの時間外業務が削減されることは間違いないと思っているとの答弁がありました。

次に、令和5年度までであった地域手当と住居借上料が計上されていない理由はとの質疑があり、東京事務所派遣職員の地域手当及び住居借上料を予定していないためこの予算は減額となったという答弁がありました。

派遣を中止するという事は派遣をしても効果がなかったということかとの質疑に対しては、2年間にわたり松前町のPR活動や特産品のPRなどをしてもらっていた。効果がなかったとは考えていないが、目に見える、あるいは数字で示すことは難しいと考えるとの答弁がありました。

次に、文書管理電子決裁システム導入事業について、データ保存方法について質疑があり、現在既に松前町のシステムのデータは管理会社のクラウドのデータセンターに保存されており、今回追加で導入する機能のデータもクラウドのデータセンターに保存される予定であるとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税事業について、業務委託による寄附金目標額の設定根拠と今後の目標について質疑があり、周辺市町の委託状況、近年の伸び具合を見て2,500万円とした。目標として、第1段階として4,000万円を考えているとの答弁がありました。

次に、町誌編さん事業について、現在編さん中の続松前町誌（仮称）であります、の

発行数とデジタル化の予定はとの質疑があり、印刷部数1,000を予定しているが、今後の内容、ページ数等により印刷部数の変更の可能性はある。また、デジタル化は同時に行う予定としているとの答弁がありました。

次に、DX推進・業務効率化促進事業の各種業務効率化支援ツール使用料について質疑があり、自治体用チャットツール約100万円、RPA約490万円、Kinone約140万円となっているとの答弁がありました。

また、自治体用チャットツールの前年対比では減っているが、その理由はとの質疑があり、令和5年度が導入の年で、県から示された額で予算計上していたが実際にはその額より安くなったためであるとの答弁がありました。

次に、一般会計歳入予算額について、総額は前年度対比で10億1,562万4,000円の増額となっている。財源不足に対応するため各基金から繰入れをするというが、これは適正な当初予算編成なのかとの質疑があり、財政調整基金は今回4億円近くあり、過去にも松前中学校改築工事を行っているときなど当初予算で4億円のときもあった。しかし、年度末の実際の繰入額は、歳出予算に不用額が発生するため減ると考えている。町債償還基金は町債の償還に充てるための基金であり、必要があれば取り崩すが、来年度は特に理由がある。令和3年度に追加となった交付税の一部を後年度の臨時財政対策債の償還に充てるよう国から示されたため、令和3年度の3月補正で基金に積んでいた。来年度から令和3年度の臨時財政対策債の償還が始まるためその償還分を取り崩すこととしており、国から示されたとおりの対応となっている。公共施設維持管理基金については、令和6年度は松前幼稚園や文化センターの改修計画があるためそれに充てるようにしており、目的としては適正だと判断しているとの答弁がありました。

次に、防災備蓄品整備事業について、携帯トイレや凝固剤の備蓄について質疑があり、災害用携帯トイレ、約3万2,000回分を整備しているが、その中には凝固剤が入っている。しかし、段ボールのトイレを使用した際には凝固剤が必要となるため、今後研究しながら増やしていきたいとの答弁がありました。

次に、防災防犯参与等設置事業について、自衛隊OBを会計年度任用職員として配置するメリットはとの質疑があり、東日本大震災を含め7回災害派遣に従事した現場経験があり、その最前線で活動された経験、ノウハウ等を町の防災対策に生かすことができる。また、内閣府の定める地域防災マネージャーの資格を有し、防災の専門的な知識を身につけている。この地域防災マネージャーの資格者を雇用する場合、経費の2分の1が交付税措置されるとの答弁がありました。今後、より安心・安全なまちづくりのため設置人数を増やす考えはあるのかとの質疑には、地域防災マネージャーの交付税措置は1人までとなっており、増やす予定はないとの答弁がありました。

次に、非常勤特別職の警察OBについて質疑があり、伊予署との連携強化と交通安全対

策、防犯対策に特化した業務、カスタマーハラスメントへの対応、アドバイスを行っている。勤務体系は週5日間、1日6時間勤務で従事しているとの答弁がありました。

次に、運転免許自主返納支援事業について質疑があり、令和5年度は返納者が減ったため、前年度実績に基づき減額したが、増えた場合は予算流用等で対応する。返納者に対する報償金は、近隣市町の状況を見ながら、選択肢のメニューは今後研究していきたいとの答弁がありました。

次に、防災対策について質疑があり、難聴対策工事として町内3か所の屋外拡声子局を高出力の放送設備に取替えを行う。屋外拡声子局は、あくまでも屋外で聞こえるための施設のため、気密性の高い家では聞こえにくいこともある。防災講座等、地域を回った際には、聞き逃した防災行政無線の音声をスマートフォンに配信する方法や電話による確認方法について広報を行っているとの答弁がありました。

次に、消防詰所建設事業の第3分団用地調査委託料について質疑があり、建設用地は国調が入っていないため測量業務、また更地でなく物件もあるためそれに関する調査、不動産鑑定業務の3項目となるとの答弁がありました。

また、消防団詰所の土地選定について質疑があり、基本は官地であるが、本村・筒井地区には適した官地がない。本村・筒井の両区長、消防団の方からの推薦もあり、この土地で進めることとなったとの答弁がありました。

次に、脱炭素社会推進事業について質疑があり、令和5年度は新規事業として電気式生ごみ処理機購入費助成金90万円を計上していたが、令和6年度は事業規模を縮小し30万円を計上しているとの答弁でありました。

次に、浄化槽設置整備事業について、令和6年度から新築分の合併処理浄化槽についても補助を実施するということであるが、新築補助のあった以前の補助金に比べ大きく減っている理由はどの質疑があり、以前は、新築分は転換の8割としていたが、今回は転換の5割としたためであるとの答弁がありました。

また、8割から5割に減らした理由はどの質疑には、町の財政事情と近隣市町の動向を見て額を決めたとの答弁がありました。

また、補助金がなかった令和3年度から令和5年度に新築した人はどうなるのかとの質疑には、令和6年度からの要綱であるため、遡って補助をする予定はないとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、農地集積・集約化支援事業について、畦畔除去に対する予算660万円の計上は希望する経営体がいるからなのかとの質疑があり、令和5年度と同額予算を名目計上したものである。担当に聞いたところでは、希望件数は五、六件であり、今後周知して広めていきたいとの答弁がありました。

また、この事業は農業生産法人に対しても助成するのかとの質疑には、現在の要綱では

法人を除いてはいない。その法人が認定農業者、中心経営体に位置づけられていれば対象になるとの答弁がありました。

次に、まさき町夏祭りのはんぎり競漕とテレビ番組の制作について質疑があり、令和6年度H-1グランプリは行うが、はんぎり競漕のテレビ番組の制作は行わないとの答弁がありました。委員からは、テレビ放送がないのは残念だ。町民の方も楽しみにしている。30分番組でも検討してみてもとの意見がありました。

次に、観光物産振興事業の昨年対比の205万円の増額について質疑があり、まつまえ町70周年事業の実費弁償105万円、特別旅費35万円、消耗品・食材などが10万円、タウンガイド制作委託料55万円、以上205万円であるとの答弁がありました。

次に、松前町観光協会事業費補助金1,000万円は新規事業だが、令和5年度にも観光振興育成対策事業費補助金192万1,000円があったが、違いは何かとの質疑があり、新規事業の1,000万円は団体育成の運営費の補助である。対して、令和5年度計上の補助金は、観光協会が実施する事業等に対する支援の補助として計上していた。令和6年度はこの事業は一旦完了したため、当初には計上していないとの答弁がありました。

次に、空家対策事業について質疑があり、令和5年度は、特定空家や管理不全空家を判断するための立入調査を20件行う予定で200万円計上した。立入調査に当たっては、相続人等を確定させ、文書で立入調査のお知らせを行うという手続が必要なため、5件程度しか実施できなかった。それを踏まえ、令和6年度は5件程度の立入調査の予算を計上したとの答弁がありました。

令和5年度は5件程度の実績だが、調査した空家は今後どうするのかとの質疑があり、空家の詳細調査が終わると、松前町空家等対策協議会に調査内容を報告し、特定空家または管理不全空家に認定されれば空家法に基づいた助言や指導勧告等を行い、改善がない場合は最終的に行政代執行となる。行政代執行を行うためには法令に基づく手順を踏む必要があることから時間がかかるとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業について質疑があり、当初予算には10万円の上乗せ分は含まれていないため、実施戸数を若干減らして対応することになっている。令和5年度も9月補正予算で木造住宅耐震化の促進を行っており、令和6年度、申込件数が多くなり予算が不足する場合は、補正予算を計上し対応したいとの答弁がありました。

次に、塩屋地区雨水対策事業について、緊急自然災害防止対策事業債を活用すると交付税措置があるのかとの質疑があり、事業費として4億円を予定しており、事業費の7割が交付税措置され、2億8,000万円が交付税として交付されるとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、不登校児童生徒支援員設置事業について、松前中学校1校に設置するが、要望があれば他の校区からは松前中学校へ転校できるのかとの質疑があり、教育委員会と学校で協議をして対応できるようであれば対応したいとの答

弁がありました。委員からは、不登校にはいろいろな要因があり、人間関係など繊細な部分がある。効果的であると判断された場合は、令和7年度には北伊予、岡田中学校にも支援員を素早く設置し、子どもに寄り添った制度にしてほしいとの意見がありました。

次に、松前幼稚園整備事業について、県からの補助をもっと受けることはできないのかとの質疑があり、幼稚園整備の県費補助は、幼稚園業務システム導入に対する補助である。園舎等ハード整備に係る県費はなく、財源として地方債と基金からの繰入れを充てることにしているとの答弁がありました。

次に、中学校の部活動地域移行の令和6年度の取組について質疑があり、引き続き休日の地域移行に関する実践研究を行い、松前町立中学校の部活動改革に係る推進計画を策定し、推進を図るなど、部活動に関わる地域での活動の場づくりを進め、将来的には、世代間交流もできるよう、スポーツや文化活動に町ぐるみで取り組める仕組みを目指していきたいと考えている。予算については、令和5年度と同様の部活動地域移行検討委員会の報酬等や実践研究に係る指導者の謝金等を計上しているとの答弁がありました。

次に、地域部活動体制整備事業費補助金が令和6年度に計上されていない理由について質疑があり、令和5年度当初予算については国からの情報に基づき計上したが、その後補助制度が変更され、一部補助対象と委託金になったものがある。令和6年度については、現在の国の情報から実施事業に係る委託金だけを計上しているとの答弁がありました。

次に、社会教育課全体の予算について質疑があり、文化センター中規模改修の工事がある中で、効率化を図り、イベントを見直し、予算編成に係る減額の努力は見られるが、住民サービスや参加率は低下してないのかとの質疑があり、令和6年度の予算編成に当たり、今までの公民館等で計上していた予算の見直しを行った。例えば公民館研究大会では、著名人を講師として招いたものを、身近な市町の公民館を中心に先進的な取組をされている方を講師として招くことにより講師委託料の減額を図り、講演内容を企画、検討していく。予算の減額によって町民の方に御満足いただけなかったり御迷惑をかけたりするようなことがないようにしっかり検討し、実施していきたいと考えているとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、保育士確保事業について、保育士の紹介手数料や派遣保育士委託料の質疑があり、紹介手数料とは、保育士専用の求人サイトを利用して、サイトに登録している保育士を雇用した際には、フルタイム保育士であれば1人当たり成功報酬30万円と消費税を、パートタイム保育士であれば成功報酬15万円と消費税を、サイトを運営する会社に紹介手数料として支払うための予算である。派遣保育士委託料は、派遣会社からの派遣により保育士の給与と派遣会社への支払いのための予算であるとの答弁がありました。

また、委員からは、保育士専用の求人サイトの利用や派遣保育士により必ず保育士を確

保できるのかとの質疑があり、保育サービスの維持のために令和5年度も9月から派遣保育士1名と契約している。令和6年度からもう1名増え、合計2名の派遣保育士を確保し、待機児童の解消に当たりたいとの答弁がありました。

次に、紹介手数料が令和6年度に減額されている理由について質疑があり、令和5年度に保育士専用の求人サイトを利用した実績を踏まえ減額した。ただ、令和6年度予算では令和5年度同様の約160万円を広告料と紹介手数料に分けて計上しており、新たな取組として、タウン誌に保育士の仕事内容や1日のスケジュールと併せて採用データなどの求人情報の広告を出すことによって、さらに保育士確保の幅を広げていくとの答弁がありました。

次に、保険課に係る介護保険特別会計繰出金と国民健康保険特別会計繰出金の前年度対比が増えた主な要因について質疑があり、要因はいずれも人事異動、給与改定及び会計年度任用職員1名増員に伴う人件費の増であるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計繰出金の事業にある出産育児一時金に所得制限は設けられているのかとの質疑があり、所得制限は設けられていないとの答弁がありました。

次に、不妊治療助成事業について、不妊治療における先進医療費補助金の事業費150万円の積算根拠について質疑があり、過去に申請があった実績を基に30件と見込み、1回当たり限度額5万円を乗じて積算を行っているとの答弁がありました。

また、不妊治療助成事業については、出産の統計は取っていないのかとの質疑もあり、年齢によって治療法も様々であり、統計を取るのには難しいとの答弁がありました。委員からは、今後は事業の実績や成果を示してほしいとの意見がありました。

次に、認可外保育施設保育料補助金について、対象施設数と事業費の積算根拠について質疑があり、施設の全体数は把握できておらず、対象者への周知が必要である。町が現在認可外施設に通っていることを把握している6人を積算根拠としているため、予算が不足する場合は補正にて対応したいとの答弁がありました。

次に、子ども医療費助成事業について、財源内訳のその他に約1,000万円の記載があるが詳細は何かとの質疑があり、高額療養費の戻入れや第三者行為による賠償金であるとの答弁がありました。

次に、若年出産世帯応援事業の対象者の年齢を引き上げた理由について質疑があり、各市町において年齢引上げの要望があり、それを受け、県が29歳から35歳に引き上げたとの答弁がありました。

次に、老成人健康教育事業で高血圧重症化予防を図るため、循環器専門医による集団教室を実施するとあるが、事業実施に至った理由は何かとの質疑があり、高血圧重症化予防の取組は、県の高血圧予防重症化プログラムに位置づけられており、県下全域で取り組むことになっている。町としても県と同様に高血圧症の方が多い状況にあり、重点的に取り

組む必要があるため、県のプログラムに従って実施することにしたとの答弁がありました。

また、令和6年度は県の補助金がついているが、この補助金がなくなっても続けていくのかとの質疑もあり、高血圧重症化予防のような健康教育は、県からの補助金がなくなったからといってやめる性質のものではなく、継続して取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、予防接種事業のヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、対象者の範囲が広がったとテレビなどで取り上げられていたが、接種費用を予算に計上しているのかとの質疑があり、小学校6年生から高校1年生相当までの女子が定期予防接種の対象であるが、一時期、積極的な勧奨をやめていた平成9年度から平成18年度生まれの女子もキャッチアップ接種として対象としており、定期接種とキャッチアップ接種の両方の予算を計上しているとの答弁がありました。

次に、後期高齢者健康診査事業では令和6年度から国保連合会と保険者の後期高齢者医療広域連合が町を経由せず、直接費用のやり取りをすることとなったため、町が健診委託料の費用を計上する必要がなくなり、予算額としては大きな減額となっているが、データの管理や利用に懸念はないのかとの質疑があり、町は、健診の委託料を予算計上する必要はなくなったが、健診の実施や健診データを活用しての訪問指導や相談活動などはこれまでどおり継続して取り組んでいくこととしており、健診データの管理もこれまでどおり適切に行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第29号令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を30億2,518万3,000円とするもので、前年度に比べ1億1,480万4,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億2,664万8,000円、県支出金21億9,619万5,000円、繰入金2億6,415万8,000円、繰越金3,500万円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費21億6,382万9,000円、国民健康保険事業費納付金7億6,437万2,000円です。

審査の過程において、出産育児一時金が200万円減額されていることについて積算根拠はとの質疑があり、人数による積算であり、令和3年度からの推移を考慮して、令和6年度については減額したとの答弁がありました。委員からは、過去の実績は理解できるが、人口減少対策に力を入れている状況で当初予算から減額するのかとの質疑があり、町全体の出産のうち、国民健康保険加入者に限った人数であり、年によりばらつきがあるため、過去の実績に基づいて平均で計上しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたの

で、御報告いたします。

次に、議案第30号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を5億9,315万7,000円とするもので、前年度に比べ7,656万6,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料4億3,661万3,000円、繰入金1億5,626万1,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億5,655万9,000円、総務費3,604万7,000円です。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第31号令和6年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を29億7,912万4,000円、介護サービス事業勘定を1,951万9,000円とするものです。

前年度に比べ保険事業勘定は1,101万6,000円の増、介護サービス事業勘定は778万1,000円の増となっております。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第32号令和6年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億4,249万9,000円、収益的支出4億4,051万2,000円、資本的収入25億2,726万6,000円、資本的支出27億1,365万5,000円とするものです。

審査の過程において、第6次拡張事業の恵久美地区における緊急時用連絡配水管布設工事（2工区）について質疑があり、推進工事で159.3メートルの工事になるのかとの質疑があり、恵久美ブロックに向けて国道56号下を推進するが、その際、マンション前や病院前を避けて推進工事を行う必要があるためこの延長となるとの答弁がありました。

以上の審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第33号令和6年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億1,985万1,000円、収益的支出4億684万8,000円、資本的収入3億3,588万6,000円、資本的支出5億7,123万3,000円とするものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第28号から議案第33号までの御報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第28号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第29号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第30号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第31号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第32号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第33号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

○議長(住田英次) それでは、本会議を再開いたします。

~~~~~

日程第30 議案第34号 松前町副町長の選任につき同意を求めることについて(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第30、議案第34号松前町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 追加議案書の3ページをお開きください。

議案第34号について提案理由を申し上げます。

松前町副町長徳居芳之氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き副町長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 新町長にお伺いしたいんですけど、松前の条例で副町長が複数というんは知ってますよね。

（町長田中浩介「はい」の声あり）

でもいいということで。今後ですね、今後よ、今後2人制にするような考えはあるかないかお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 現在のところ、2人制にする予定はございません。ただ、今後いろいろ社会情勢も変化してまいりますので、そのときそのとき判断していきたいと思えます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。なるべくなら、今回、牽制球やないですけど、厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化ということで給与の減額もされておりますんで、2人というとまた町民のあれがなかなか得れんのかなということで、まあ状況もあります、一安心しました。ありがとうございます。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第34号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

徳居副町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

しばらくお待ちください。

〔副町長 徳居芳之 入場〕

○議長（住田英次） 徳居副町長、御挨拶をお願いいたします。

○副町長（徳居芳之） 議長の許可をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの再任の御同意は身に余る光栄であるとともに、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いです。1期目に引き続きという気持ちではなく、初心に返り、新たな気持ちで職責を果たしてまいります。

副町長の仕事は、町長のよき補佐役として、政策実現のため全職員が一丸となって協力しながら各事業に取り組める風通しのよい、町民の皆様信頼される職場環境をつくることだと考えております。職員が働きやすくやりがいを実感できる組織にすることで、仕事へのやる気や職員個々のスキルアップへつながり、結果として、住民サービスの向上を図ることができるかと確信しております。もとより微力ではございますが、田中町長の下、職員と心を一つにして町民福祉の向上と松前町の発展のために全力で取り組む決意です。

議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。再任に当たっての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 副町長の挨拶を終わります。

~~~~~

日程第31 議案第35号 松前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第31、議案第35号松前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、追加議案書の5ページをお開きください。

議案第35号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会教育長足立一志氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

足立教育長より挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

しばらくお待ちください。

[教育長 足立一志 入場]

○議長(住田英次) 足立教育長、御挨拶をお願いします。

○教育長(足立一志) 議長の許可をいただきましたので、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、教育長再任の御同意をいただきありがとうございました。改めて職責の重さを感じ、身の引き締まる思いでございます。

今社会は急激に変化をしており、予測困難なことも起き、子どもたちにとっては大変厳しい環境の時代を迎えています。松前町に愛着や誇りを持って未来を切り開くことのできるたくましい子どもたちを育てていくためには、松前町総ぐるみで子どもたちを支えて教育を進めていかなければならないと考えております。人情豊かな松前の温かさを生かしながら松前町総ぐるみで推進することのできる教育、その推進に向けて微力ながら尽力してまいりたいと思います。議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻をいただけたらありがたいと思います。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長(住田英次) 教育長の挨拶を終わります。

~~~~~

日程第32 議案第36号 松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第32、議案第36号松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 追加議案書の7ページをお開きください。

議案第36号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員郷田智成氏の任期が令和6年3月17日をもって満了となることに伴い、改めて教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。今議会でいただきました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。ありがとうございます。

さて、今議会で提案いたしました議案は、私が町長に就任して初めての当初予算でございました。新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応するとともに、たくさんの皆様

からいただいた声を基につくった政策、5つの柱を基に「課題が希望に変わる新しいまさき」の実現に向けて、皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思います。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に当たりまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（住田英次） これにて令和6年松前町議会第1回定例会を閉会します。

午後2時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

